

政策資料

11

POLICY AND LEGISLATION

1995 No.350

■卷頭言

二つの政権二つの成果 関山信之

■特 集

景気回復を確実にするために — 経済対策 —

■資 料

水俣病問題の解決について

宗教法人法制の見直しについて

A5判64頁

社会新報ブックレット

各600円(税込)
送料 240円

社会党の50年

歴史的な役割とこれから
石川真澄 対談 安東仁兵衛

あくまでも平和にこだわりながら、成熟した社会民主主義
政党への改革で足踏みする社会党50年を縦横に論じ合う。

丸山照雄氏オウムを語る

宗教状況と私たち
丸山照雄

オウムほどショックと幻滅をもたらしたものはない。こう
した教団がなぜ生まれたのか、今後の課題は何かを探る。

どうなる あなたの年金 94改革早わかり解説 池端清一
復興への提案 阪神・淡路大震災から学ぶ 後藤正治・野田正彰ほか
いま、民主リベラル 寛容な市民政党をつくる 久保亘・田原総一朗
北京につどう 95年国連世界女性会議にむけて 久保田真苗・大脇雅子
「安全」は21世紀のキーワード PL法の生かし方 吉峯啓晴

「社会新報」ブックレットメンバーへのお誘い!

入会金●1口1万円。
申し込み●電話かFAX、またはハガキで、下記へご連絡ください。
入会申し込み書をお送りします。

発行・日本社会党中央本部機関紙局

〒100 東京都千代田区永田町1-8-1 TEL 03-3592-7515 FAX 03-3581-3528



二つの政権二つの成果

関山信之
政策審議会会長

戦後50年という節目の年を迎える一方21世紀を目前にひかえて、私たちは今、あらゆる分野で、かつて経験したことのない転換期に遭遇しています。

政治の世界では2年前の総選挙の結果、新しい連立の時代が幕をあけ、私達はこれまでに二つの連立政権で与党経験をふむところとなりました。細川政権と村山政権、その二つの政権の評価を定めるにはもう少し時間が必要でしょう。

とりわけ村山政権がこの日本の新しい政治過程でいかなる意味をもつ政権であったかについて、その全体像を明らかに出来るのは、これから動きや流れも見定めながら、かなり後々のことという他はありません。しかし、この二つの政権によって日本の政治における政策決定過程がどう変わったかということに限っていえば二つの成果を求めることが出来ます。

その一つは、細川政権の成立によって、自民党一党支配に終止符が打たれ新たな「連立の時代」の可能性が生まれたということです。勿論、この政権の果した役割は、当時、リクルート、共和、佐川、揚句の果ては金丸金塊事件に至る、金権腐敗に息もたえだえとなっていた日本政治の民主主義を、その泥沼の底から辛うじて救い出したというだけで、歴史的意義を持つものであったことは言うまでもありません。

同時にこの2年間の連立政権を経験した今、「連立」そのものが新しい政策決定システムとして機能し得ることを実感します。

つまり、連立の時代においては議席の「数

の論理」の横行が排除され、政党間の寛容と忍耐による「調整の機能」が不可欠となり、多数党の横暴がチェックされる一方で少数党の政策提言も国民の支持を背景に、その果実をつみとることが出来るという、もう一つの民主主義が保証されるということです。それは、かつての「国対政治」と異り、国民に開かれた、良く見える政党間の議論と調整過程をシステム化することによって、市民参加型の政治の可能性を開くことにもなるに違いありません。

第二は、村山政権において政権首班を担うことにより、「政策決定」のもつ重さと責任についての認識が変った、若しくは変えざるをえなくなったということです。一言でいえば、100%の要求よりも50%の着実な改革の実現に責任をもたなければならなくなつたということです。勿論、市民や労働組合のレベルでは100%の要求があつてはじめて50%の成果を引き出すことが出来るという論理を否定するものではありません。しかし、政権の首班を担い、また支えるということは、たえず最大限の国民的合意形成の可能性をにらみつつ「政策決定」の着地点について責任をもつという立場が不可欠となります。

連立政権の経験は検証すればまだ沢山の貴重な財産を残してくれています。政治、経済、社会のすべての分野に私たちは改めて制度、政策課題の整理を進めると同時にこれを間違いなく50%から70%、100%へと着実な改革を実現しうる政治主体の形成を急がなければなりません。

(せきやまのぶゆき・衆議院議員)

政策資料 11

1995年 No. 350

卷頭言

二つの政権二つの成果 関山信之 1

特集

経済対策 — 景気回復を確実にするために —

景気・経済対策の基本的考え方 4

経済対策 — 景気回復を確実にするために — の重点（要約） 5

" " 経済閣僚会議 7

平成7年度補正予算〈第2号〉フレーム 大蔵省 13

" 一般会計補正予算〈第2号〉等について 大蔵省 14

資料

134臨時国会（参）代表質問 菅野久光 16

〔与党行革プロジェクト関係〕

官邸機能強化について 22

審議会等の透明化・見直し等 27

公正取引委員会の強化について（案） 28

〔与党金融・証券プロジェクト関係〕

与党金融・証券プロジェクト 論点整理 30

政策の焦点

I	ODA基本法の制定に向けて	早川幸彦	49
II	法務委員会における 社会党の立法活動の成果	岡田和郎	52

経済対策 — 景気回復を確実にするために —

以下に掲載する「当面の景気・経済対策」に関して「四つの文書」は、与党三党と政府がとりまとめたものである。これらには密接な関連がある。最初に掲載した「景気・経済対策の基本的考え方」は、社会、自民、さきがけの与党三党は、先にとりまとめた「新三党合意」（『政策資料』95年8月号参照）に沿って、第二次補正予算の早期編成の方向を示したものである。簡潔に「メモ」にとりまとめてあることから、内容がつかみづらいものになっている。

この「基本的考え方」を具体化したものが二番目に掲載した「経済対策—景気回復を確実にするために」（要約と全文—経済対策閣僚会議）である。この二つの「文書」と新三党合意を合わせて見ていただければ、よく理解してもらえるものと思う。

三番目の「7年度補正予算〈第2号〉フレーム」（大蔵省）、四番目の「平成7年度一般会計補正予算〈第2号〉等について」は、与党・政府の景気・経済対策を補正予算としてとりまとめたものである。

1995.9.14

景気・経済対策の基本的考え方

与党政策調整会議

現下の経済情勢に鑑み、政府は、先に与党三党がとりまとめた「新三党合意」に沿って、以下のような基本的考え方の下に、思い切った第2次補正予算による追加措置をはじめとした骨太の経済対策を策定されたい。

1 公共投資等の拡大

- ・ 公共事業（災害復旧、地方単独事業を含む）については、本年度下期から来年度まで切れ目のない執行が可能となるよう事業量を確保。
- ・ 国民生活の質の向上、安全の確保、経済発展のための基礎的な条件として不可

欠な分野に、重点的に投資。

- ・ 文教、社会福祉施設等の整備や、新しい産業の創出につながる研究開発、情報通信分野にも配慮。
 - ・ 阪神・淡路大震災からの1日も早い復興に向け、緊急に必要な震災復興事業を可能な限り盛り込む。
 - ・ ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意対策を推進。
- ### 2 当面する課題の解決
- ・ 土地の有効利用を促進するため、企共施設用地を緊急買い上げ。
 - ・ 民間都市開発推進機構を活用した民間

- 都市開発の支援を積極的に推進。
- ・ 土地税制については、最近の経済情勢に鑑み平成8年度税制改正において結論を得るべく、総合的かつ積極的に検討する。
- ・ 不良債権問題については、金融機関に対して厳しい自助努力を求めるとともに、公的関与のあり方も含めた基本的考え方について早急に取りまとめ、できるだけ早期に解決の目処をつける。
- ・ 証券市場の活性化のため、株式の利益消却の場合のみなし配当課税についての特例措置を講じることとし、所要の法案を臨時国会に提出。

- ・ ベンチャー企業等向け店頭特則市場における株式全開制度等を整備。
- ・ 円高等により厳しい環境に直面している中小企業や雇用者を支援するため、中小企業既往債務の返済負担軽減の問題を含め、中小企業対策、雇用対策を推進。

3 経済構造改革の推進

- ・ 経済構造改革を一層推進するため、経済効果の大きい分野の重点的な規制緩和を強力に推進し、計画改定作業に早急に着手。
- ・ 民間部門の活力による産業インフラの整備、新規産業の育成、市場アクセスの改善のための施策を推進。

1995・9・20

「経済対策－景気回復を確実にするために－」

の重点（要約）

I 対策の必要性

- ・ 景気回復スピードは極めて緩やかで、最近の景気は弱含みで推移。
- ・ 政府は4月の緊急円高・経済対策以降切れ目なく対策を講じてきたところ。
- ・ 足元の経済は依然厳しいものの、為替や株式市場に明るい兆候がみられ、今こそ的確に、効果的な景気対策を打つべき。

II 対策のポイント

1 効果的内容

- ・ 内需拡大、課題克服及び経済構造改革の3本柱で短中長期的対策を網羅
- ・ 公共投資等のハード面のみならず、研究・

情報等のソフト面でも対策を充実

- ・ 予算・融資に加え、法的措置、規制緩和、公共料金等幅広い措置

2 十分な規模

- | | |
|-------------|--------|
| ・ 総事業規模 | 14兆円程度 |
| ・ 公共投資等事業規模 | 12.8兆円 |
| (一部経常経費を含む) | |

III 対策の概要

1 思い切った内需拡大

- | | |
|----------|-----------|
| ①公共事業の推進 | (4.6兆円) |
| ・一般公共事業 | (公団の事業含め) |
| | (3.9兆円) |
| ・災害復旧事業 | (0.7兆円) |

- ②科学技術・情報通信の振興、教育・社会福祉施設等の整備等
 科学技術・情報通信の振興、研究施設等の整備 (0.4兆円)
 教育・社会福祉施設等の整備、防災対策等の推進 (0.5兆円)
- ③土地の有効利用の促進 (3.2兆円)
- ④阪神・淡路大震災復興関連事業等の推進 (1.4兆円)
- ⑤ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策の着実な実施 (1.1兆円)
- ⑥地方単独事業の推進 (1.0兆円)
- ⑦住宅投資の促進（住宅金融公庫の融資拡充） (追加 3 万戸、 0.5兆円)
- ⑧国債・地方債の消化等について財政投融资の積極的な活用
- 2 直面する課題の克服
- ①土地の有効利用の促進等
 • 公共用地の取得 (1.2兆円)
 • 民都機構の取得要件緩和と事業規模の追加 (0.5兆円)
 • 地方公共団体等の先行取得 (1.5兆円)
 • 土地税制の総合的かつ積極的な検討
- ②証券市場の活性化
 • 自己株式の利益消却の場合のみなし配当課税の特例措置【法】
 • 償還期間 2 週間未満のコマーシャル・ペーパー (C P) の発行の解禁
- ③中小企業対策等 (貸付規模 1.3兆円)
 • 信用補完の充実【法】、債務返済の円滑化・負担軽減及び運転資金支援
 • 新規創業・新分野進出、技術開発等の支援策
- ④雇用対策
 • 中小企業が行う人材育成・確保、雇用管理の改善等の事業に対する助成【法】
 • 新規学卒者、未就職卒業者、離職者の就職支援
- ⑤金融機関の不良債権問題の取扱い
 • 9月末に問題検討の基本的方向、年内に
- 対応策がまとまるよう取り組む
- 3 経済構造改革の一層の推進
- ①科学技術・情報通信の振興、防災対策等の推進
 • 研究公募型等の研究開発、若手研究者支援等を堆進
 • 情報関連技術開発の堆進
 • 既存建築物の耐震改修の促進【法】
- ②新規事業育成策
 • 新規事業に対する債務保証等の充実及び知的財産権の担保化促進
 • 特定新規事業者が対象の能力と成果に応じた成功払い報酬制度の導入【法】
- ③新産業・生活インフラ整備等の促進
 • 整備事業対象の追加と純粹民間事業者に対する支援強化【法】
 • 繊維産業の構造改革に資する新たな生産・流通基盤の構築の支援【法】
- ④輸入・対日投資の促進等
 • F A Z (フォーリン・アクセス拠点) の輸入関連事業者の集積インセンティブの整備【法】
- ⑤規制緩和等の一層の推進
 • 規制緩和推進計画の改定作業への早急な着手など、規制緩和の着実な実施
 • 公共料金の見直し（電気・ガス、旅客、電気通信）



1995・9・20

経済対策 — 景気回復を確実にするために —

経済対策閣僚会議

(景気の現状等)

我が国経済は、平成5年10月に景気の谷を迎えて以降、その景気回復スピードは過去の回復局面と比較しても極めて緩やかであり、最近の景気は足踏み状態が長引くなかで、弱含みで推移している。特に、雇用面や中小企業分野では厳しい状況が続いている。

これまでの累次の経済対策にもかかわらず景気が十分回復していない理由としては、資産価値の下落が家計、一般企業の負債の負担感を高め、同時に、金融機関の不良債権の増大を招いたことに加え、内外価格差、生産性の部門間格差等の構造的問題の存在や急激な円高があったことがあげられ、これらに対応した適切な施策が求められている。4月の緊急円高・経済対策以降の一連の政策努力や今月8日の公定歩合の引下げ等切れ目がない施策の結果、足元の経済は依然厳しいものの、為替や株式市場に明るい兆候が見られるようになっている。今こそ的確に、効果的な景気対策を打つべきである。

今後とも、本対策の着実な実施と機動的な経済運営を行っていくことにより、景気に関する効果は一層確実なものとなり、我が国経済の中長期展望が開けることとなろう。

(対策の骨格)

本対策では、こうした認識の下、次の三つの点に重点をおいて、事業規模として史上最大の総額14兆2,200億円にのぼる経済対策を講ずることとした。

第一に、思い切った内需拡大策の実施により、先行き不透明感の払拭と消費者・企業マ

インドの改善を図り、消費・設備投資の活発化を通じ早期に景気回復を確実なものとする。このため、過去最大規模の公共投資等を確保し、その効率的実施を図るとともに、現下の経済社会情勢に的確に対応するため重点的な投資等を行うこととする。

第二に、資産価値の下落に伴う諸問題を含め、現在直面している課題の早期克服に努める。土地の有効利用の促進や証券市場活性化策等を進めるとともに、金融機関の不良債権問題についても早期処理が必要である。また、雇用情勢や中小企業の経営環境に対応して適切な対策を講じる。

第三に、中長期的発展に資する日本経済の構造改革を推進するため、研究開発・情報化の推進、新規事業の育成等による経済フロンティアの拡大、規制緩和や輸入・対日投資を促進する。

なお、こうした施策の実施状況や成果に関する情報について総合的に把握し、内外の理解を深めるよう努める。

目	次
1 思い切った内需拡大	2 直面する課題の克服
(1) 公共事業の推進	(1) 土地の有効利用の促進等
(2) 科学技術・情報通信の振興、教育・社会福祉施設等の整備等	(2) 証券市場の活性化
(3) 土地の有効利用の促進	(3) 中小企業対策等
(4) 阪神・淡路大震災復興関連事業等の推進	(4) 雇用対策
(5) ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策の着実な実施	(5) 金融機関の不良債権問題の取扱い
(6) 地方単独事業の推進	3 経済構造改革の一層の推進
(7) 住宅投資の促進	(1) 科学技術・情報通信の振興、教育、社会福祉施設等の整備等
(8) 財政投融資の積極的な活用	(2) 新規事業育成策
(9) 金融政策の機動的運営	(3) 新産業・生活インフラ整備等の促進
	(4) 輸入・対日投資の促進等
	(5) 規制緩和等の一層の推進

1 思い切った内需拡大

景気の早期回復を図るため、公共事業を拡大するとともに、科学技術・情報通信分野、土地の有効利用等にも重点的に対応することとし、総額12兆8,100億円規模の公共投資等の拡大を行う。これにより、本年度下期から来年度にかけて切れ目ない執行を図る。

(1) 公共事業の推進

① 一般公共事業

- ・一般公共事業については、後述する阪神・淡路大震災復興関連事業、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策等においては優先的に所要の事業量を確保する。

さらに、景気の早期回復を確実なものとするため、一般公共事業として事業費3兆9,300億円（公団の事業を含む。）を追加し、国民生活の質の向上、安全の確保、経済発展のための基礎的な条件として不可欠な分野に重点投資を行う。

事業の実施に当たっては民間投資を誘発するものなど投資効果の高いものに重点を置くとともに、地域経済の実情に配

意し、円滑な執行を図る。

② 災害復旧事業

災害復旧の進度を大幅に高めることにより速やかな事業実施を図ることとし、事業費7,000億円を追加する。

(2) 科学技術・情報通信の振興、教育・社会福祉施設等の整備等

① 科学技術・情報通信の振興、研究施設等の整備

新しい産業の創出につながる科学技術・情報通信の振興、研究施設等の整備のため事業費4,000億円を追加する。

② 教育・社会福祉施設等の整備、防災対策等の推進教育・社会福祉施設等の整備、防災対策等の推進のため、事業費5,100億円を追加する。

(3) 土地の有効利用の促進

公共用地の取得、民間都市開発推進機構の土地取得及び地方公共団体等の公共用地の先行取得のため、事業規模として総額3兆2,300億円を追加する。

(4) 阪神・淡路大震災復興関連事業等の推進

- ・生活の再建、経済の復興、安全な地域づくりを図るため、緊急に必要な震災復興関連事業等を可能な限り盛り込むこととし、一般公共事業を中心に事業費 1兆 4,100億円を追加する。
- (5) ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策の着実な実施
- ・「ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策大綱」に基づき、高生産性農業基盤、地域の農業生産の高度化等のための施設等を整備するほか農業振興に資する事業を実施することとし、一般公共事業と農業構造改善事業等をあわせて事業費 1兆 1,100億円を追加する。
- (6) 地方単独事業の推進
- ・地方単独事業についても、地域の実情に即して、災害に強い安全なまちづくりをはじめとして住民に身近な社会資本等の整備が図られるよう、地方公共団体に対して、1兆円の事業費の追加を要請する。
- (7) 住宅投資の促進
- ① 住宅金融公庫の融資の拡充
 - ・住宅金融公庫の融資制度を拡充するとともに、事業規模 5,200億円を追加する。これにより、貸付枠を3万戸追加し、66万戸とする。
 - ② 住宅供給のための諸施策の推進
 - ・住宅リフォームの推進を図るとともに、都心居住を推進するため、都心共同住宅供給事業等を推進する。
- (8) 財政投融資の積極的な活用
- ・本対策の公共投資等の円滑な実施を図るため、国債、地方債の消化等について財政投融資資金を積極的に活用する。
- (9) 金融政策の機動的運営
- ・内外経済動向及び国際通貨情勢等を注視しつつ、金融政策の適切かつ機動的な運営を図る。
- ## 2 直面する課題の克服
- (1) 土地の有効利用の促進等
- ① 公共用地の取得
 - ・一般公共事業等を投入して、大都市地域に重点を置いて、都市計画道路、都市公園等の公共用地の取得を促進することとし、事業費 1兆 2,300億円を追加する。
 - ・地方公共団体等が国の融資を受けて行う都市開発等に係る用地の先行取得を促進するため、先行取得後地価が値下がりした場合においても、取得価格等も勘案して事業化（買戻し）を行うことができる仕組みを導入する。
 - ② 低未利用地有効利用促進対策の実施
 - ・東京都心部土地有効利用促進協議会の構成員（現行：都心 8 区）を拡充するとともに、低未利用地に関する情報の収集・提供の機能を強化する。
 - ・街区高度利用地区画整理事業、市街地再開発事業、都心共同住宅供給事業等を推進する。
 - ③ 民間都市開発推進機構による土地取得の推進
 - ・機構が行う土地取得について要件の緩和を行い、土地の長期保有を認めるとともに、事業規模 5,000億円の追加を行い、あわせて支援の拡充を図ることとし、土地取得の推進を図る。
 - ④ 地方公共団体等における公共用地の先行取得
 - ・土地開発基金及び土地開発公社の活用を図るとともに、公共用地先行取得等事業債等による積極的な対応を図ることにより、1兆 5,000億円の規模で事業費の追加を要請する。
 - ⑤ 土地税制の検討
 - ・土地税制については、最近の経済情勢に鑑み、土地基本法の理念を踏まえつつ、平成 8 年度税制改正において結

論を得るべく、総合的かつ積極的に検討する。

(2) 証券市場の活性化

- ・自己株式の利益消却の場合のみなし配当課税の特例措置を講ずることとし、次期臨時国会に所要の法案を提出する。
- ・ベンチャー企業等の資金調達の円滑化に資するため、平成7年7月に開設された店頭特則市場における株式公開制度等について、平成7年10月より、所要の整備を図る。
- ・個人投資家の株式投資を促進するため、平成7年10月から、株式ミニ投資(100株取引き)を開始する。
- ・平成7年度中を目処に、東京証券取引所に中期国債先物取引市場を新たに開設する。
- ・平成7年中を目処に、債券の貸借取引において、金融機関、証券会社が貸出者となる場合に借入者から担保として受けた現金に対して課している付利制限を廃止する。
- ・企業の機動的な資金調達を可能とし、かつCP市場の活性化を図るため、平成7年10月を目処に償還期間2週間未満のCP発行を解禁する。

(3) 中小企業対策等（貸付規模 1兆2,900億円）

① 中小企業等の経営基盤の安定・強化

- ・政府系金融機関等による運転資金の支援を拡充し、中小企業の資金繰りを円滑化する。
- ・政府系金融機関等に高金利の既往債務を有する中小企業等の債務者の返済の円滑化及び返済負担の軽減に資する措置を講ずる。
- ・中小企業信用保険の無担保保険、新事業開拓保険等の保険限度額の引上げ等を行うこととし、次期臨時国会に所要の法案を提出する。また、無担保保

証について、引受の促進等を図る。

- ・小規模企業向けの経営改善資金に係る融資（マル経制度）及び信用補完制度を拡充する。また、下請企業の自立化に向け、取引慣行等の調査・指導を行う。

② 中小企業の構造改革の推進

- ・創造的な事業活動を行う中小企業の資金調達を多様化するため、中小企業事業団の高度化融資を活用し、都道府県の財團等を通じた新たな直接金融制度を創設する。また、新事業展開等に係る融資制度を拡充する。
- ・中小企業の技術開発に対する補助制度を拡充する。また、インターネットの利用の促進等中小企業の情報化を支援するとともに、公設試験研究機関の情報化を促進する。
- ・商店街の空き店舗の活用を促進するため、中小企業事業団の高度化融資等を拡充する。また、輸入相談会の開催等を通じ、中小流通業者等の輸入への取組を支援する。

③ 農林漁業対策

- ・低利融資の拡大等資金融通の円滑化を図る。

(4) 雇用対策

① 中小企業の活力を活かした雇用機会の創出・人材確保

- ・中小企業が行う雇用管理の改善の事業に対する助成を拡充し、中小企業の人材の育成・確保を支援するとともに、雇用機会の創出を図ることとし、次期臨時国会に所要の法案を提出する。

② 新分野展開を担う人材育成の推進

- ・公共職業能力開発施設を活用しオーダーメイド型職業訓練を実施するとともに、人材高度化のために事業主団体又は事業主が行う訓練の準備、実施のための事業に対し助成を行う。

- ③ 新規学卒者、未就職卒業者の就職支援
- ・ 学生職業センター（現在、全国6ヶ所）のない41府県に、臨時に学生職業相談室を設置し、職業相談・求人情報の提供を充実する。
- ④ 失業なき労働移動の支援
- ・ 業種雇用安定法に基づく「特定雇用調整業種」の迅速、機動的な指定を行うとともに、人材の受入れ・送出企業に対するコンサルティングを実施する。
- ⑤ 早期再就職実現のための特別対策の実施
- ・ 公共職業安定所に来所する求職者を活かした特別求人開拓等を実施する。
- (5) 金融機関の不良債権問題の取扱い
- 金融機関の不良債権問題については、処理を先送りすることなく、引き続き果斷に対応する。また、預金保険制度の拡充、協同組織金融機関の経営の健全性確保、住宅金融専門会社を巡る問題への対応等を図る。
- 以上につき、9月末に問題検討の基本的方向を示すよう努力するとともに、年内に対応策がまとまるよう取り組む。
- ### 3 経済構造改革の一層の推進
- (1) 科学技術・情報通信の振興、教育、社会福祉施設等の整備等
- ① 科学技術・情報通信の振興、研究施設等の整備
- (i) 先端的、基礎的、独創的研究開発等の推進
- ・ 研究テーマを公募して技術シーズを発掘するなど大学・国立研究所等における研究開発を推進するとともに、新規事業創出等に資する研究開発を推進する。
- (ii) 研究開発基盤の整備
- ・ 研究開発の推進に資する知的基盤の整備、大学・国立研究所等の研究施設・設備の整備等を実施する。
- (iii) 産学官の交流と若手研究者等の支援・活用
- ・ 公募されたテーマの研究開発を通じた若手研究者の活用並びに若手研究者へのフェローシップ（特別な研究員として支援する制度）の拡充を図る。
 - ・ 国立研究所等での研究に参加する若手研究者等の支援施設並びに産学官の研究交流を推進するための共同研究施設を整備する。
- (iv) 情報通信インフラの整備
- ・ 先般策定された実施指針に基づく公共分野の情報化とともに、行政情報化推進計画に基づく行政の情報化を推進する。
 - ・ 新産業の創出を促進するため、情報通信技術の研究開発、産業、地域等幅広い分野における情報通信の高度化を推進する。
- ② 教育・社会福祉施設等の整備、防災対策等の推進
- 景気浮揚効果が高く、即効性に富んだ施策に重点を置きつつ、以下のような施策を推進する。
- ・ 教育・医療施設の近代化、老朽化した特別養護老人ホーム等の社会福祉施設等の整備を推進する。
 - ・ 観測又は防災に必要な施設、情報ネットワーク・システム等を整備するとともに、災害発生時の救出活動等の機能を強化する。
 - ・ 融資制度の拡充等により既存建築物の耐震改修を促進することとし、次期臨時国会に所要の法案を提出する。
- ③ 新規事業育成策
- ① 資金調達環境の整備
- ・ 知的財産権の担保化を容易にするための環境整備を行うとともに、日本開発銀行等による新規事業育成支援のた

めの低利融資制度の創設等、新規事業の創業期・立ち上がり期における資金調達を円滑化するための公的機関による支援策を拡充・強化する。

(2) 人材確保の円滑化

- ・ 特定新規事業に関し、能力と成果に応じた成功払い報酬制度を導入することとし、資金調達環境整備のための施策とあわせ、次期臨時国会に所要の法案を提出する。

(3) 新産業・生活インフラ整備等の促進

- ・ 民活法の特定施設整備事業の対象を追加する他、震災復興事業や純粋民間事業者に対する支援を強化することとし、次期臨時国会に所要の法案を提出する。
- ・ 繊維産業の構造改革に資する新たな生産・流通基盤を構築するため、次期臨時国会に所要の法案を提出する。

(4) 輸入・対日投資の促進等

① 輸入拡大、対日投資の促進

- ・ F A Z (フォーリン・アクセス拠点)への輸入関連事業者の集積インセンティブの整備等を図ることとし、次期臨時国会に所要の法案を提出する。
- ・ 日本貿易振興会（J E T R O）の支援事業の実施によりF A Z構想を推進するとともに、対日投資を促進するための低利融資制度を日本開発銀行等に創設する。
- ・ 港湾施設、港湾から高速道路へのアクセス道路を中心、F A Z地域への公共事業等の重点投資を実施する。
- ・ 我が国M & Aに関する対日投資会議の勧告の検討に資するため、経済団体、在日外国商工会議所等の意見を聴取する。

② A P E Cにおける貿易投資の自由化、円滑化の促進

- ・ A P E C大阪会議にむけて、「行動

指針」を策定するとともに、前向きな「当初の措置」をとりまとめる。また、「域内経済見通し」の作成に取り組む。

(5) 規制緩和等の一層の推進

① 規制緩和推進計画の改定作業の着実な実施

- ・ 規制緩和推進計画の改定作業に早急に着手する。
- ・ 行政改革委員会の規制緩和の方向での一層の論議を期待するとともに、行政改革委員会の意見報告が提出され次第、これを尊重し所要の措置を計画改定作業に盛り込む。

② 規制緩和の早期実施

- ・ 規制緩和推進計画の改定作業に先立ち、本対策に盛り込まれた他の規制緩和のほか、以下をはじめとする規制緩和を実施する。

○ 医薬品の再販売価格維持制度について、現行指定品目に関し、これまでの指定品目の範囲の縮小後の状況等の調査を行い、その結果を踏まえ、平成8年度中に指定取り消しのための手続を実施。

○ 高圧ガス及び液化石油ガス保安規制について、自主検査の導入・拡大、手続の簡素化等の検討開始。

③ 公共料金の見直し

- ・ 電気・ガス料金については、経営効率化を促すためのヤードスティック方式、原燃料費調整制度等を導入した新たな料金制度の下、改正電気事業法施行後できるだけ早期に本格料金改定を行う。
- ・ 旅客運賃・料金については、旅客運賃問題研究会の報告を踏まえ、各事業の特性に応じた検討を行い、逐次具体的な改善方策を実施する。このうち、国内航空運賃については、標準原価を最高額とする幅運賃制の導入について

早急に細部の検討を進め、年内実施を図る。

- 電気通信料金については、定額制等需要喚起型の料金の導入等マルチメディア時代に適した新しい料金の在り方について、来年5月を目途に取りまとめを行う。

また、国際電話料金及び自動車・携

帯電話料金の引下げ、割引料金の拡充等長距離通話料金の引下げを検討する。

- 公共料金一般については、物価安定政策会議基本問題検討会において、各種価格設定方式をレビューし、経営効率化を促す方策について、今年度中に取りまとめを行う。

平成7年度補正予算（第2号）フレーム

大蔵省（単位：億円）

歳出	歳入
1. 追加財政需要	
(1)公共事業の追加	47,020
①一般公共事業関係費	15,000
②災害復旧等事業費	5,303
(2)教育・研究・社会福祉施設の整備等	44,910
①科学技術・情報通信振興特別対策費	3,696
②教育・社会福祉施設費等	3,091
③緊急銃器対策費	325
(3)土地有効利用特別対策費	2,110
①公共事業等の追加	3,303
②都市開発資金金融通特別会計へ繰入	2,780
	523
(4)阪神・淡路大震災復興対策費等	
①公共事業等の追加	7,782
②災害救助等関係経費等	6,262
	1,520
(5)ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策費	156
	5,950
(6)中小企業等特別対策費等	
①中小企業等特別対策費	2,701
②産業投資特別会計へ繰入等	2,055
	646
(1)～(6) 小計	47,150)
(7)義務的経費の追加	4,837
(8)住宅・都市整備公団補給金等	1,490
(9)その他の経費	1,089
2.既定経費の節減	▲ 5,476
3.予備費の減額	▲ 1,500
4.決算調整資金へ繰入	5,663
歳出計	53,252
歳入計	53,252
3.6年度剰余金	6,077

（参考）財政投融资計画

国営土地改良事業特別会計等に対し、総額1,234億円を追加。

平成7年度一般会計（第2号）等について

大蔵省
平成7年9月29日
(単位 百万円)

第一 一般会計予算の補正

1 歳出の補正額

(歳出の追加額)

(1) 公共事業の追加	2,030,254
①一般公共事業関係費	1,500,000
②災害復旧等事業費	530,254
(2) 教育・研究・社会福祉施設の整備等	711,170
①科学技術・情報通信振興特別対策費	369,585
②教育・社会福祉施設費等	309,100
③緊急銃器対策費	32,485
(3) 土地有効利用特別対策費	330,306
①公共事業等の追加	278,006
②都市開発資金金融通特別会計へ繰入	52,300
(4) 阪神・淡路大震災復興対策費等	778,171
①公共事業等の追加	626,154
②災害救助等関係経費等	152,017
(5) ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策費	595,000
(6) 中小企業等特別対策費等	270,104
①中小企業等特別対策費	205,494
②産業投資特別会計へ繰入等	64,610
(7) 義務的経費の追加	483,651
(8) 住宅・都市整備公団補給金等	148,968
(9) 決算調整資金へ繰入	566,335
(10) その他の経費	108,913
計	6,022,872

(歳出の修正減少額)

(1) 既定経費の節減	△	547,632
(2) 予備費の減額	△	150,000
計	△	697,632
合	計	5,325,240

2 歳入の補正額

(歳入の追加額)

(1) その他の収入	49,114
(2) 公債金	4,702,000
① 公債金	4,491,000
② 特例公債金	211,000
(3) 前年度剰余金受入	607,664
計	5,358,778

(歳入の修正減少額)

その他の収入	△	33,538
合	計	5,325,240

(備考) 上記の補正により、平成7年度一般会計歳入歳出予算総額は、それぞれ 79,038,423百万円となる。

第二 特別会計予算の補正

国立学校特別会計、道路整備特別会計など26特別会計について、所要の補正を行う。

第三 政府関係機関予算の補正

国民金融公庫、中小企業金融公庫など6政府関係機関について、所要の補正を行う。

二 資 ■ 料

1995・10・3 (参議院代表質問)

代 表 質 問

日本社会党・護憲民主連合 菅 野 久 光

はじめに

私は、日本社会党護憲民主連合を代表し、村山総理及び関係大臣に質問致します。

いまさら改めて申し上げるまでもなく今年は戦後五十年、広島、長崎被爆五十周年という節目の年であります。従いまして、わが国が過去に行ったアジア諸国に対する侵略や植民地主義に対する謝罪と反省の上に立って、アジアや世界の国々からの信頼を得て、今後、国際社会において責任ある行動をいかに実践し、そしてまた困難な課題が山積する当面の内外の政治、経済情勢においてどのように的確な具体策を講じようとするかは、わが国の将来にとって極めて重要であり当然、内外からも大きく注目されているのであります。

村山内閣は自・社・さ連立政権の中で、被爆者援護法の成立、サハリン残留韓国人永住帰国の支援、「女性のためのアジア平和国民基金」の発足などの戦後処理、長い間未解決であった水俣病補償問題など、村山内閣ならではでき得なかった数々の成果を挙げることができました。

しかし、反面、戦後50年の国会決議は、衆議院では採択されたものの、参議院では遂に採択することができず今日に至っています。このことについて、アジアはもとより、世界各国からも批判の声が上がったことは御承知の通りであります。私どもは戦後50年を期待して世界に向けて、過去の侵略戦争や植民地主義に対する謝罪と反省を行ない、平和国家と

して、これから国際社会で生きていく決意を示すことがアジアや世界の国々からの信頼を回復し、アジアの繁栄のために共に手を携えて進むことができると思うからであります。8月15日の戦後50年首相談話は高く評価いたします。

この談話に合わせて、政府主催の記念行事ができたならどれほど世界各国からの高い評価と信頼を得ることができたかと思うと残念でなりません。まだ時間はあります。残された期間に最善を尽くすよう、政府も、私どもも共に努力しなければならないと思うのであります。

以下いくつかの問題について質問致します。

平和と軍縮について

次に冷戦後の国際社会におけるわが国の役割と責任についてであります。長い間の東西対立の時代は、世界が何時、熱核戦争による人類滅亡の危機を迎えるかも知れないという恐怖を抱かせるものがありました。しかし今は、一部に不幸にして未だ戦禍の絶えない地域もあることは事実ですが、世界の歴史は、確実に対話と協調の時代へと向かっているのであり、このことはわが国の平和憲法の精神と軌を一にするものであります。そして総理の今日までの平和外交にかける意気込みもまたこうした潮流に沿ったものであると考えるところであります。、総理はつい先だって中東訪問の際に、エルサレムのホロコー

スト記念館を訪れ、かつてナチスの迫害を受けるユダヤ人に対して政府方針に反し日本入国査証を発行し続け4000人以上の命を救った日本の外交官である故杉原千畝氏をたたえた記念杉の前で「人道的立場に立った素晴らしい行為だった。紛争や二国間の対立は武力では解決しない」ときっぱりと言い切ったということが報道されていますが深い感動を覚えるものであります。こうした世界平和に向かうわが国の基本姿勢を鮮明にし、特に軍事大国に対しては周辺諸国に対する一切の脅威を与えないことの確証を示させるとともに中小各國にたいしても軍備に依存することの無意味さとむしろその危険性を強調し、共に軍縮が確実に進むようあらゆる努力を行うことを強く求めるべきであります。そしてこれらの方向についても日本自からが軍縮の年次計画を示すなどその見本を示すということこそ主張に説得性をもつものと考えますが、平和外交と軍縮の努力についてあらためて総理のご所見を伺うものであります。

日米関係と地位協定の見直しについて

なおこの際外交防衛問題に関連し、日米安保条約について申し上げます。言うまでもなくわが国にとって米国との友好協力関係の維持発展はわが国外交の最重要課題であります。それだけにこの度起きた沖縄での米兵の集団による少女暴行事件はあまりにも大きな衝撃を与えるものであります。そして米兵による事件の頻発は沖縄では日常的と言えるほど深刻化しているだけに、この事件を契機に県民はもとより国民感情は激しい憤りへと大きく発展しており極めて重大であります。なぜこのような事件があとを絶たないのか、国家間の協定の狭間で、なぜいたいけな子どもがこのような犠牲にならなければならないのか、国民感情の高まりは一気に反米感情へと発展しかねない状況さえもあると憂慮するものであります。そこで外務大臣にお伺いしますが、

こうした明白な犯罪は、日本政府が断固たる姿勢で、犯人の身柄を拘束する、米国は進んでその引渡しをすると考えるのが常識であります。従ってかかることを認めている現行の日米安保条約の地位協定を早急に改定すべきであると思いますが国民感情をふまえてご答弁をお願い致します。

国連改革と日本の役割について

また昨今の国連におけるわが国の常任理事国入りをはじめとする改革の問題等について外務大臣は、国連総会での演説で一定の提案を行い、併せて環境や人権など地球的大規模の諸問題について非軍事に徹底したODAの一層の充実強化などわが国の国際協力の積極推進の姿勢を鮮明にし、そしてフランスと中国の核実験に対する抗議と全面的な核廃絶に向け強い主張を行ったのですが、これらに対し世界各国はどのように受け止めているか率直なご答弁を求めるものであります。また、去る二日に世界中からの強い抗議に耳をかさず二度目の核実験を行ったフランスに対し今後政府はどのような対応をされようとするのか併せて答弁願います。さらに世界人権宣言の採択から半世紀となる今日、今後とも国内における差別撤廃を図り、人権分野における国際社会への貢献を進めていくためにも「あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約」の早期批准を実現すべきであると考えます。併せて強い要望のあるアイヌ新法、そして部落解放基本法の早期制定についても総理のご所見をお伺い致します。

APECと農業関連対策

また、アジア諸国の平和と繁栄に向けてどのような協調が図られるかが注目されているAPECが11月大阪において開催されることになっていますが、ホスト国としてのわが国がどのようなイニシアチブをとろうとされておられるのか。特に本会合においては、昨年

のボゴール宣言を具体化する行動指針が作成されることになっていますが、ボゴール宣言は、大まかな政治的意図表明という性格のものであり、その具体化にあたっては、各メンバーとも何らかのセンシティブな分野を抱えているという現実を踏まえ、実行可能なものとして取りまとめることが不可欠であります。総理は、昨年秋の国会において世界貿易機関での継続交渉に臨む立場が、APECによって決定づけられてしまう懸念はない答弁されていますが、こうした答弁を踏まえて、わが国の農林水産分野など各国のセンシティブな分野への特別な配慮が行動指針上どのように反映されるべきと総理はお考えなのかお伺いします。また、ウルグアイラウンド合意の農林水産分野についての前倒しは絶対しないことを約束してもらいたいと思うのですが、併せて総理ご答弁をお願いします。

つぎにガット・ウルグアイラウンド農業関連対策の推進について、もう少し具体的にお尋ねいたします。

2年前の細川内閣において、私どもは「苦渋の選択」として、コメの部分開放を受入れました。これによって、わが国のコメを中心とした農業は、厳しい状況におかれています。政府は、国内対策として、六年間にわたり、六兆百億円、ふるさと事業交付金として一兆二千億円を投入することを約束しています。とりわけ、この国内対策費は通常の農林水産関係予算とは別枠で措置されてきており、それだけに現在の農業情勢を踏まえて、より実効性のある対策とならなければなりません。特に自由化によって深刻な影響を受ける中山間地域では、高齢化、過疎化で後継者もなく数年を待たずして崩壊の危機にさらされています。ガット関連対策については、農業関係者の中から見直しを求める声が上がっています。せっかくの特別な対策です。農家や農業関係者に喜ばれ実効性のある対策とするため関連対策の見直しを含めた検討が必要

と考えますが如何でしょうか。政府の見解を伺います。また、ガット後の対策の重要な柱としては、従来の食糧管理法に代わる「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」いわゆる「新食糧法」が制定され、それがこの11月に施行されることになっております。

「新食糧法」の施行にともない、政省令の策定が急がれておりますが五十数年ぶりの抜本的な改革だけに多くの課題を残しております。まず、コメ等の価格と数量の安定をはかるためには、実効ある生産調整とそのための政府助成の確立が必要であります。さらに、備蓄政策が私ども社会党の主張で実現したわけでありますが、これは原則として、国の責任で行われなければなりません。同時に、計画流通米の確保と計画外米の数量把握も重要で、これらのことが確実に実行されるのかどうか、政省令の策定ともあわせて、これらの諸課題に対応するためには今まで以上の財政措置を必要としております。農林水産大臣のご見解を賜りたい、と存じます。

森林・林業活性化対策について

次に、わが国の森林・林業について、お尋ねいたします。森林・林業は、緑のダムとして水資源の涵養、大気の浄化など公益的機能を發揮するとともに、山村地域発展の基盤として重要な役割をはたしております。しかし、長期にわたる林業不況は、民有林・国有林とともに、資金と労働力の不足が恒常化し、森林の保全が危ぶまれています。そこで森林・林業の活性化のために木材価格対策の確立、森林保全費用の公的負担拡大、林業労働力確保対策、国有林事業の累積債務処理のために一般会計からの繰入れ措置など必要な対策を進めるべきと考えますが農林水産大臣の見解を求めるものであります。

海洋法条約の批准と漁業対策について

次に、漁業問題についてお尋ね致します。

二百海里時代の定着に伴い、我が国周辺水域の重要性が急速に増大しております。しかるに、この水域の漁業資源は、長年にわたる我が国の漁業活動や、特に近年における韓国船等の不法操業によって著しく悪化し、その保護管理が大きな課題となっております。

一方、政府は、国連海洋法条約の発効に伴い、来年その批准を行う方針と承知しております。同条約では、資源保護を重視した二百海里排他的経済水域の設定を認めておりますが、我が国としては、その趣旨を踏まえ、批准後早急に全面的に設定して水域内の資源保護を徹底すべきであると考えます。そのためには先ず、資源管理型漁業実現のための資源調査、減船・休漁補償等の施策を飛躍的に充実するとともに、韓国船等外国漁船に対して資源の悪化を踏まえた厳しい措置をとる必要がありますが、農林水産大臣並びに外務大臣のご見解を伺います。

経済対策・中小企業対策について

次に経済対策、特に中小企業対策についてお尋ねします。

9月20日政府の経済対策閣僚会議で事業規模として史上最大の総額14兆2200億円にのぼる経済対策が決定されました。そこでの景気状況の認識についてお尋ねします。まず、過去の景気循環による不況と、今回の長い厳しい景気状況の基本的な違い、今回の特徴についてどう理解されていますか。今回の経済対策は、現在の厳しい景気状況の特徴を踏まえ、過去の数次の経済対策とどのように違うかまた共通性を持っているか総理の見解をお聞かせいただきたくおもいます。さらに、「特に厳しい」と記されている中小企業の状況について質問します。中小企業のわが国における重要な役割についてどのような評価をされていますか。今回の経済対策では、中小企業の経営基盤の安定・強化のために、政府系金融機関等による運転資金の支援を拡充す

ることを決定しています。そこで政府系金融機関について、手続き等が煩雑でかつ高い金利になっているなど、中小企業者の切実な声にどう応えた対策になっていますか。お伺いいたします。また今回の経済対策では、信用補完の充実や小規模企業対策の中で、無担保・無保証の特別小口保険が拡充されています。さらに、中小企業団体等から強い要望のあつた既往債務の返済円滑化・負担軽減措置が講じられました。これらの措置は、中小企業の要望に沿った施策として高く評価したいと思いますが、この制度によって、対象となる中小企業のおおよその推定・予測できる事業所数、効果、負担軽減額はどのような規模と考えていますか、併せてお聞かせいただきたいと思います。

雇用対策と若年失業者の防止について

次に労働問題について労働大臣に質問します。

わが国の雇用情勢は、一昨年来の円高の進行等に伴い国内生産拠点の海外移転や製品輸入の拡大などの構造変化が進展する中で、このところ有効求人倍率が低下し、完全失業率が高い水準で推移するなど依然として厳しい状況が続いております。

また、中長期的に見ると、国際化の進展、情報通信技術の発展をはじめとする技術革新の進展、規制緩和等の推進などに伴う産業構造の変化が見込まれるとともに、労働供給面においても、急速な高齢化の進展に伴う供給構造の変化が予想されており、こうした変化に対応しうる人材の育成や成長分野への「失業なき労働移動」等のための環境整備が大きな課題となっております。

こうした状況に対応するため、先に決定された経済対策の中でも、中小企業の活力を活かした雇用機会の創出・人材確保や新分野展開を担う人材育成の推進等を内容とする雇用対策が盛り込まれておりますが、今後とも、

景気の動向に注視しながら、機動的な雇用対策を着実に実施することが求められていると考えますが如何でしょうか。

また、今日の雇用・失業状況を見ますと、学卒未就職者を含めた若年失業の増大がきわどっており、特に女子学生の雇用環境の悪化が懸念されております。そこで、若年失業者の発生を防止するために、公共職業安定所を通じ求人情報を的確に収集し、新規学卒者や未就職卒業者等に対しきめ細かく情報を提供するとともに、就職面接会や説明会を全国で実施し、本年度から新たに実施されている未就職者職場体験プログラムや若年求職者能力開発事業を拡充すべきであると考えますが、如何でしょうか。併せて労働大臣の見解をお伺い致します。

宗教法人の見直しと教育問題について

次に、宗教法人制度の見直しについて、お尋ねいたします。

オウム真理教事件を契機として、宗教法人法の見直しを求める世論が高まっております。憲法で保障された信教の自由を尊重することは当然ですが、1951年の法制定以来の時代の変化に対応し、実態にそぐわない点については見直しを行う時期であると考えます。

その際、重要なことは、法人格付与や財産の管理・運営という宗教法人法の問題と、宗教活動のあり方、税制問題など、それぞれの事柄の性格に応じて問題を区別・整理した上で、政治的思惑に左右されずに冷静な論議を行うことあります。

宗教法人も認証されると税制上の優遇措置が受けられる以上、情報開示等によって透明性を高め、国民から納得されるような社会的責任を果たすことが求められますし、所轄庁も最低限の責任は果たす必要があります。宗教法人審議会の検討結果を踏まえ、今国会においては、公益性や透明性をいかに高めるか

という観点から論議を深め、必要な法改正に取り組むべきであると考えます。改めて総理のご見解とご決意をお伺いしたいと存じます。

関連して、行き過ぎた資金獲得、家族とのトラブル、マインド・コントロールなどの宗教活動のあり方への対処についてお尋ねします。教義など宗教の内的部分に対して国家が価値判断を加えたり介入することは許されることではありません。しかしながら、市民社会と接点をもつ外的な活動形態のあり方と政治・行政との関わり方については、正確な事実認識に立った上で、国民的論議を深めていくべきテーマではないかと考えます。

いわゆるカルト教団がひきおこす社会との摩擦や人権侵害についての実情把握や、欧米における行政の対応についての調査研究を踏まえ、幅広い角度から宗教政策の基本を再検討する時期にきていると思われます。そのため、宗教に関する苦情相談機関や行政の調査会を設置することを検討すべきだと考えますが、総理のご見解をお聞かせください。

オウムのような狂信的カルト集団を生みだした背景については、総合的に検証する必要がありますが、幹部の多くが高学歴者＝エリートであったことから、偏差値教育や細分化・専門化した教育のあり方についても見直しの必要性が指摘されています。この点に関しても総理のご所見をお伺いしたいと存じます。

福祉対策と薬害・エイズ対策について

つぎに福祉について質問いたします。

現在、わが国は少子・高齢化社会を迎えており、高齢者介護の問題は切実で深刻な問題となっております。そうしたなかで今年七月には、厚生大臣の諮問機関である老人保健福祉審議会が、高齢者介護費用の負担に社会保障方式を導入することを打ち出しました。

国民の間でも公的介護保険制度への関心は日ごとに高まっており、市民団体や医療・福祉関係者による勉強会やシンポジウムが活発

に行われ、新しい制度に対する期待がある一方、疑問や不安の声もあがっています。

また、医療保険制度の立て直しの問題とも密接に関係することであり、まず政府は、この新しい介護システムについて、どのようなビジョンで、どういった制度を導入しようと考えているのか国民の前に明らかにする必要があると考えます。そして、国民生活に直結する重要な問題であるだけに国民的議論が必要不可欠ですが、これをどう反映させていくのか。この点について厚生大臣の明確な答弁を求めます。

次に、いわゆる薬害エイズの問題についてお尋ねいたします。

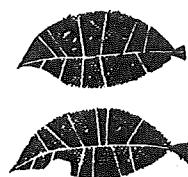
治療用の血液製剤でエイズウィルスに感染した血友病患者やその家族が、国と製薬会社五社に損害賠償を求めている東京と大阪のHIV訴訟で、東京地裁と大阪地裁はあさって六日に、原告、被告の双方に和解勧告することを伝えました。厚生大臣は「和解勧告があれば謙虚に検討したい」と発言されているが、この問題について、今までの経過を見ると、被告である国と企業に責任があるのは明らかであります。患者さんが次々と亡くなっている状況で一刻の猶予もありません。この問題の早期解決に向けての総理及び厚生大臣のご所見を伺います。

結び

以上私は、当面するいくつかの内外の重要課題について質問をしてまいりましたが、今、バブル崩壊後の社会経済の状況の中から国民の政治に対する期待と現実との間には大きな溝ができております。

私の両親は福島県出身ですが、福島県二本松市にある二本松城址に行政の規範として価値の高いものであるため国史跡として指定された戒石銘碑があります。そこには、「爾の俸、爾の禄は民の膏、民の脂なり。下民は虐げ易きも上天は欺き難し」と記されています。

あえてその意味を申しあげれば「おまえの俸給は、人民があぶらして働いたものより得ているのである。おまえは、人民に感謝し、いたわらねばならない。この気持ちを忘れて弱い人民たちを虐げたりするきっと天罰があろうぞ」ということであります。今、金融機関や行政の中に見られる不祥事の数々、官・官接待などという不明朗な政、官、癪着の構造に対する国民の怒りは、益々政治不信へと発展しかねない状況が進んでおり、政治や行政に携わる者の倫理の確立こそが政治に対する国民の信頼回復に繋がることであり、かつ緊急を要するものと信ずるのですが、そのことについて最後に総理の率直な見解を伺い、私もまた政治に対する国民の信頼回復のために全力をあげて努力することをお誓いし質問をおわります。ありがとうございました。



与党行革プロジェクトは、すでに「行政組織の改革に関する提言」（6月29日、政策資料347号参照）において官邸機能の強化、審議会等のあり方、公正取引委員会の体制強化についての基本的考え方及び基本的方向性を提案した。その後、引き続き検討を積み重ね、これらの具体的な改革案および検討状況について与党政策調整会議に報告し、院内総務会の了承を得た。政府においては、この報告の内容に沿って、内閣機能の強化に係る経費を来年度予算で要求するほか、「審議会等の透明化、見直し等について」の閣議決定（9月29日）を行うなど、所要の措置を講じつつある。

1995・9・12

官邸機能強化について

与党行政改革プロジェクトチーム

官邸機能については、当プロジェクトチームにおいて、阪神・淡路大震災その他の教訓をも踏まえてその強化方策の検討を行い、本年6月29日の「行政組織の改革に関する提言」の中で基本的考え方及び基本的方向性を取りまとめた。その後、これらについて具体的な改革案を詰めるべく、引き続き検討を重ねてきたところ、内閣総理大臣の補佐体制その他については、8月末に政府において当プロジェクトチームの意向をも踏まえ、予算要求が行われるなど、着実に進展をみている。

また、内閣総理大臣の権限問題については、憲法との関係など様々な観点から議論を進めてきたところであるが、当プロジェクトチームとして結論を得るに至らなかった。今日までの検討状況については以下のとおりである。これを踏まえて政府・与党において十分検討されたい。

1 内閣官房の基本方針及び予算要求の骨子

内閣総理大臣の権限強化を除く内閣官房の基本方針及び予算要求の骨子（参考図1）は、次のとおりである。

1 内閣総理大臣の補佐体制の充実

「内閣補佐官（仮称）」（民間人を含めスタッフ若干名（要求上は3名））の制度化を検討（「内閣補佐官（仮称）」設置のための経費を要求）

2 総合調整機能等の強化

(1) 危機管理体制・情報収集機能の強化

① 新官邸整備までの当面の措置として、総理府内に情報集約センターの体制を整備（24時間情報集約体制整備のための経費を要求）（参考図2）
「各省庁情報連絡会議」（官房長官主催、関係省庁局長クラス）を設置

(2) 広報機能の強化（参考図3）

① 内閣広報官を官邸に常駐させ、内閣広報の企画、評価等の業務を強化するとともに、自ら情報提供を実施（併せて、内閣広報官室のスタッフの専任化を要求）
② 内閣官房長官に加え内閣官房副長官等の記者会見による国民への情報提供を強化

③ 民間の広報専門家等の活用を検討

(3) 内閣スタッフの格付けの見直し

行革審答申を踏まえ、上記の危機管理体制・情報収集機能及び広報機能の強化に併せて、総合調整の一層の円滑化を図るため、内閣スタッフの格付けの見直しを行う。（内閣5室長の格上げ（次官クラス：指定－11）を含む格付けの見直しを要求）

3 新官邸の整備

以上のような内閣機能強化の方向性も踏まえつつ、基本設計について検討
〔総理大臣官邸基本設計費を要求〕

これらについては、大枠において当プロジェクトチームの考え方と一致しているが、内閣補佐官については、内閣総理大臣補佐官という名称にすべきという意見があり、また、内閣広報官については、その機能を十分に發揮することができるよう、内閣の重要会議にオブザーバーとして出席することが出来るという運用面での工夫が必要である。

2 内閣総理大臣の権限強化

これについては、いまだ議論が分かれているところである。

当プロジェクトチームにおいては、内閣総理大臣の権限の強化については、憲法第72条等との関連において慎重な検討を要するとの考え方もあったが、他方、次のように内閣法改正を行うことは憲法違反ではないとする意見が主張された。

① 内閣法

第二条（＝現行通り）

① 内閣は、首長たる内閣総理大臣及び二十人以内の国務大臣を以て、これを組織する。

② 内閣は、行政権の行使について、

国会に対し連帶して責任を負う。

第二条の二（施策方針等起草権）

＝新設

内閣総理大臣は、内閣の首長として、内閣の施策および運営に関する基本方針を起草し、閣議にかけて定めることができる。

② 第六条（行政各部の指揮監督）

① 内閣総理大臣は、内閣の施政および運営に関する基本方針に基いて、行政各部を指揮監督する。
(現行＝閣議にかけて決定した方針に基いて)

② 内閣総理大臣は、特に緊急を要すると認める場合には、法律の定めに従い、閣議を経ずuに行政各部を指揮監督することができる。ただし、閣議の明示の方針に反する場合はこの限りではない。（＝新設）

また、内閣官房の考え方は主として次の3点である。

① そもそも我が国の内閣制度の根幹に係わる重要な問題であり、将来の内閣制度の在り方を左右する事柄であることから、拙速・に検討を進めることは将来に禍根を残しかねないと考える。

② 総理の指揮監督権の強化の手法として、合議体である内閣の意思にかかりわりなく、内閣総理大臣単独の意思決定により憲法第72条に定める行政各部の指揮監督権を行使できるようにすることは、憲法の趣旨に照らし問題がある。

③ 緊急時における総理の権限強化については、個別法の問題として検討すべきも

のと考えられ、当面、災害時における緊急災害対策本部長である内閣総理大臣の権限強化について、防災問題懇談会における検討を踏まえつつ災害対策基本法の改正を念頭において対処する。

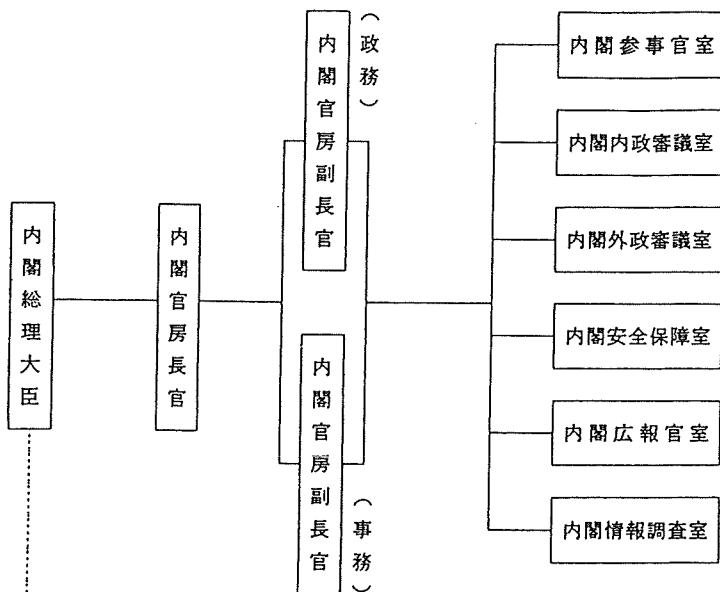
3 改革の段取り

官邸機能の強化は緊要な課題であることか

ら、早急に結論を得、秋の臨時国会に内閣法改正案を提出すべきだとする意見がある一方、予算に係る事項も多く、将来の官邸のあり方をにらみつつ、一体的に検討すべきとの立場から平成8年度政府予算案と同時に結論を得ることが適当であるとする意見もあり、議論が並行している。

(参考図-1)
内閣機能強化イメージ素案（8年度要求関係）

〔総合調整機能等の強化〕



〔内閣総理大臣の補佐体制の充実〕

内閣捕佐官（仮称）

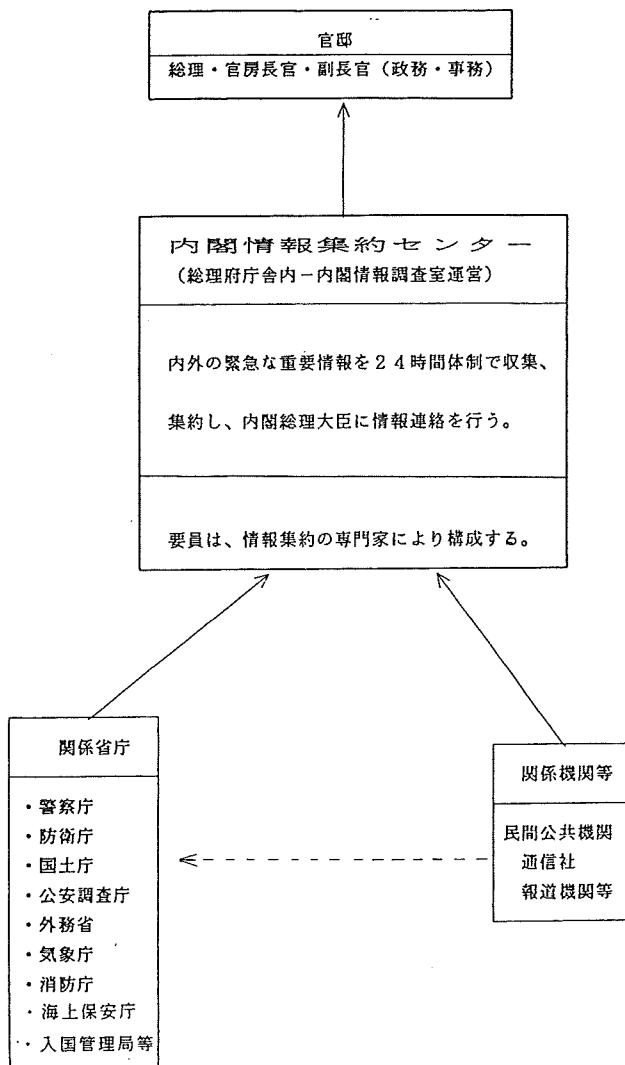
（若干名 新設）

〔新官邸の整備〕

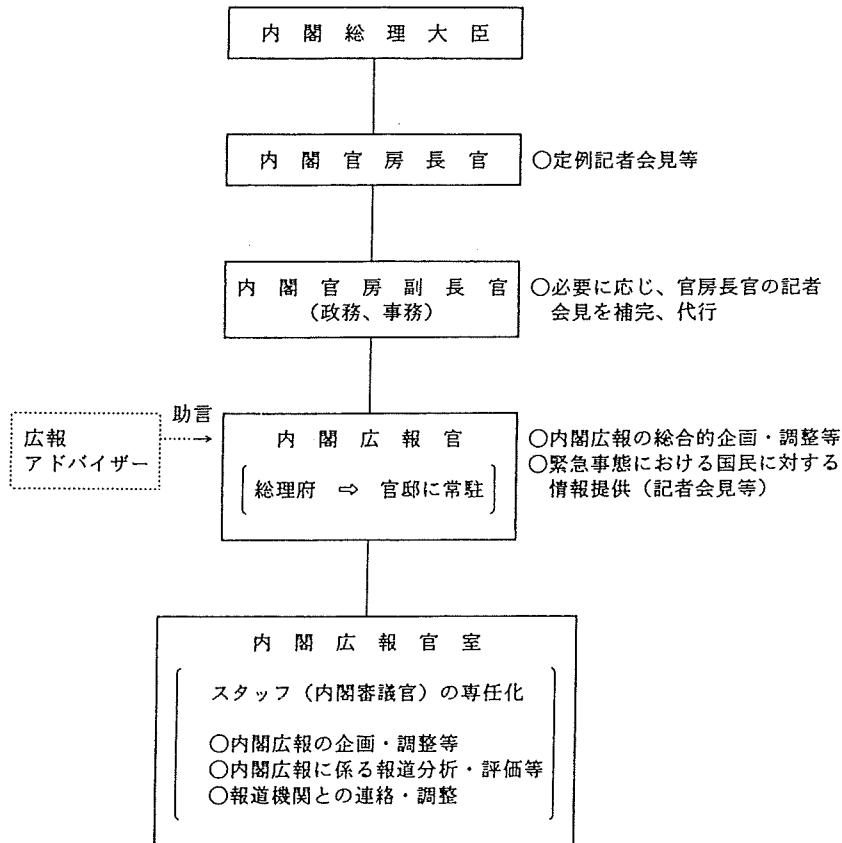
総理大臣官邸基本設計費を要求

(参考図-2)

内閣情報集約センターのイメージ図（案）



(参考図－3)
内閣広報機能の強化（案）



審議会等の透明化、見直し等

与党行政改革プロジェクトチーム

1 基本的考え方

審議会等については、政府の隠れみの等との批判が強く、当プロジェクトによる規制緩和策の検討作業の過程においても、その透明性、効率性の面での問題点が明らかになった。また、当プロジェクトの調査結果によれば、会長等に国家公務員OBを登用しているものが38.6%、そのうち自省庁OBを登用しているものが32.4%もある。

この際、行政に各方面の民意を反映させ、あるいは専門的知識を導入する等の本来の目的に合致した運営に立ち返らなければならぬ。

2 審議会等の新設の原則

審議会等の新設に当たっては、次の点に留意する必要がある。

- ① 審議事項が臨時的な審議会等については、存置期限を付する。
- ② 10年後を目途に継続の必要性を再検討する。
- ③ 専門知識が必要なものについては専門官の育成、公正の確保のためには公聴会および聴聞の活用、利害の調整のために関係団体の意見の聴取等をはかり、いたずらに審議会等を設置することを避ける。
- ④ 設置目的の類似する審議会等の設置を防ぎ、審議事項の重複をさけるため、審議会等の所掌事務をできるだけ広範囲のものとし、必要に応じ、分科会または部会を設けて弾力的、機動的な運営を図る。

3 審議会等の会長等の人選

調停、不服審査、資格検定、行政処分等の行政事務に関する審査会等を除く各種審議会においては、当該省庁出身者（特に退官後間もない者）又は現在当該省庁の顧問、参与等の職にあるものは、原則として、これをその省庁の審議会委員に任命しない。

また、やむをえず任命する場合においても、特別の事由のない限り、会長等に任命又は選任しない。

4 審議会等の見直し

過去5年以上委員が任命されていない審議会等を含め、設置後10年以上経過した審議会等については、平成7年度中に所管省庁で必要性を再検討したうえで、その結果を明らかにし、所要の措置を講ずるものとする。

5 審議会等の公開

- ① 審議会等の具体的運営は、法令に別段の定めのある場合を除き、当該審議会等において決定されるべきものであるが、調停、不服審査、資格検定、行政処分等の行政事務に関する審査会等を除く各種審議会（以下「一般の審議会」という。）は、原則として、会議の公開、議事録の公開などを行うことにより、運営の透明性の確保に努めることとする。
- ② 一般の審議会は、特段の事情により会議または議事録を非公開とする場合は、非公開とする理由を必ず明示することとし、議事要旨を原則公開とする。

③ 議事録および議事要旨の公開にあたっては、各省庁は、一般に閲覧、複写が可能な一括窓口を設けるとともに、一般にアクセス可能なデータベースやコンピュータネット

ワークへの掲載に努める。

(注) 上記1～4は、平成7年6月29日与党行政改革プロジェクトチーム提言と同じ。

1995・9・12

公正取引委員会の強化について（案）

与党行政改革プロジェクトチーム

1 公正取引委員会の機構要求の骨子

現行の事務局の基本的枠組みができてから30年間の間に、競争政策をめぐる環境と内外の期待は大きく変容し、公正取引委員会の業務は質・量ともに飛躍的に拡大してきているが、現行の組織体制（1官房3部制）は基本的に変化していない。このため、組織体制を抜本的に見直す必要があるとして、次の機構改革案（別紙参府）が予算要求されている。

- ① 公正取引委員会に事務総局を置く。
- ② 現行の1官房3部（経済部、取引部、審査部）体制を再編成して、官房及び3局（競争政策局、経済取引局、審査局）を置く。
- ③ 審査局に特別審査部を設ける。

2 平成8年度予算編成過程で結論

そもそも行政委員会制度は、内閣の行政責任との関係で問題があり、また、特に公正取引委員会については、一つの役所の中に起訴部門と審判部門が同居しているという問題もあることから、根本から議論する必要がある。いずれにせよ、今後、平成8年度予算編成過程を通じて検討が進められる問題であり、

与党がリーダーシップを發揮しつつ政府と一緒に取り組む必要がある。その際、次のような点に留意しつつ検討する必要がある。

- ① 現在の体制・機能の問題点は何か。具体的改善方策はその問題点に即したものとなっているか。
- ② 独禁法の基本構造等を改めることなく、事務局体制の抜本的強化のみを行う必要性は何か。
- ③ 委員会及び委員（5人全員常勤）を含めた公正取引委員会の体制全体についての検討が必要ではないか。
- ④ 抜本的強化を平成8年度に一挙に行う緊急性はあるか。
- ⑤ 公正取引委員会といえども、組織・業務全体の在り方を見直し、既存機構の振替、合理化、効率化等が必要ではないか。

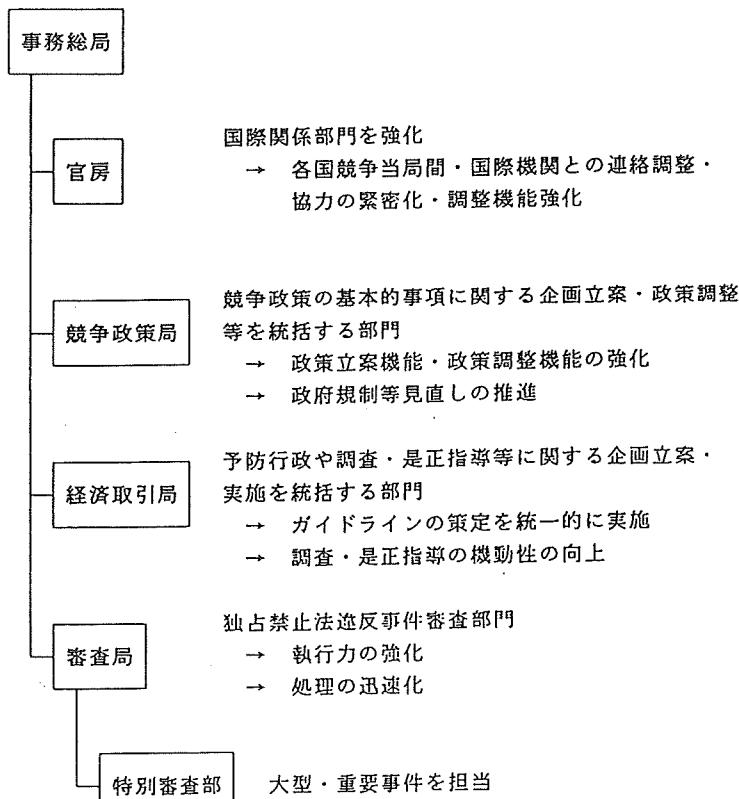
（参考）

○機構改革案の骨子

- (1) 公正取引委員会に事務総局を置く。
- (2) 現行の1官房3部（経済部、取引部、審査部）体制を再編成して、官房及び3局（競争政策局、経済取引局、審査局）を置く。
- (3) 審査局に特別審査部を設ける。

(4) そのほか、国際関係部門・規制緩和関係部門・違反事件審査関係部門等を強化する。

○ 事務総局制の下での新機構案



与党金融・証券プロジェクト

論 点 整 理

はじめに

(プロジェクトチームが担うべき課題)

直近の日銀短観をはじめ各種経済指標をみても、わが国経済の現況は、着実な景気浮揚に向け確かな歩みを進めるのか、それとも、景気の下降局面に入るのかの別れ道にさしかかっている。その意味でも、景気対策に関し、果断な政治判断に基づく政策の迅速な具体化が何よりも望まれている。その意味で、景気回復のための総合的経済対策として与党政調の「当面の重点政策」(6月末)に盛り込まれた不良債権の早期処理案つくりを担うべく設置された本プロジェクトの役割は大きくならざるを得ない。

幸いにして、景気停滞の要因でもあった円高や株式市場の低迷等については、ひとところ懸念されていた状態から脱しつつある。また、日銀は、金融面から経済を回復軌道に乗せるために、公定歩合を史上空前の低水準である0.5%に引き下げた。

こうした一連の流れが生まれようとしている今こそ、景気対策としての不良債権の早期処理の重要性・必要性は一段と増しているといえるであろう。不良債権問題の解決の先送りは社会的コスト増につながることはアメリカ等の例をみても明らかであり、時間との戦いである。また、不良債権処理の成否は、わが国一国内の課題というよりも、日本発の国際不況の発生を防ぐ意味合いも帯びつつあることも忘れてはならないと認識する。

本プロジェクトは、このような問題意識を明確にしつつ、ヒアリング等を通じた議論の経過を踏まえ、次のような論点を整理することにした。

1 不良債権問題の位置づけ

- ・ 我が国金融機関が抱える不良債権問題が発生した背景をどう整理するか。
- ・ 我が国の不良債権問題の現状をどう評価するか。
- ・ 我が国の不良債権問題が実体経済に与える影響をどう考えるか。

2 不良債権問題の解決に取り組むに当たっての留意点

- ・ 不良債権問題の解決に当たっては、まず、金融機関自身の自助努力が大前提であり、各金融機関においては厳しいリストラ努力が求められると考えるがどうか。
- ・ 景気対策の観点から不良債権問題の早期処理には公的資金が必要であるとの論点と、安易な公的資金の投入は慎むべきとの論点についてどう考えるか。
- ・ 金融機関経営の自己規制の観点等から、ディスクロージャーの拡充を積極的に推進する必要があると考えるがどうか。また、ディスクロージャーなしに公的資金の投入が語られるべきではないと考えられるがどうか。

3 不良債権問題解決のための具体的な対応

(1) 個別金融機関の経営問題への対応

- ・ 金融機関の破綻処理は、破綻金融機関の救済が目的でなく、預金者保護、信用秩序維持の観点から行われるべきであり、経営責任を厳しく追及するとともに、出資者にも負担を負わせることを原則とすべきと考えるがどうか。

(2) 住専問題への対応

- ・ 住専問題は、多くの金融機関が関係し、その利害も複雑に錯綜しており、金融システムの安定性維持の観点から、その早期解決が是非とも必要であると考えるがどうか。
- ・ 住専問題は、本来、住専及び当事者の問題であり、関係者がまず当事者意識をもって真剣に議論を行い処理方針を策定すべきであるが、その努力が遅れていることは遺憾であると考えるがどうか。

また、政府においても、いたずらに事態を傍観するのではなく、当事者の合意形成に向け、積極的に取り組んでいく必要があると考えるがどうか。

- ・ 当プロジェクトとしては、当事者及び政府に対して、上記の趣旨を勧告することが適当と考えるがどうか。
- ・ 今後の住専のあり方、住専における不良債権処理の分担等について、どのような考え方がありうるのか。
- ・ 住専問題が深刻化したことについて、母体行、貸手金融機関及び行政当局の責任をどう考えるか。

(3) 制度面での対応と環境整備

- ・ 以下のような観点を踏まえ、預金保険制度の改正が必要ではないか。
 - ア) 現行制度では、ペイオフなしに破綻処理を行えば預金の全額が保護され、大口預金者にモラルハザードを生じさせる。このため、金融機関の破綻処理においては、経営者等の責任に加えて大口預金者の責任も問えるようにする預金保険機構の機能の見直しを図ることが必要と考えられる。
 - イ) 今後、当分の間、破綻の程度が著しい等の場合に、現行の預金保険制度では対応しきれないケースがありうることから、そのための制度整備や財政基盤

の確立等が必要と考えられる。

- ・ 金融機関の健全性確保の観点からは、監督当局において、金融機関の経営内容のチェックを通じて適時適切に必要な措置を講じることとし、また破綻が生じた場合には、早期に処理に着手し、迅速に処理を行えるよう手続の整備を図り、破綻処理費用の増嵩の回避に努力することが必要と考えるがどうか。
- ・ 都市部の信用組合の一部については、本來的事業を逸脱し、放漫な運営が行われた結果、多くの破綻事例が生じていると考えられることから、金融機関としての適切な業務運営や経営の健全性確保のため、理事の兼職の取扱い、監査体制等について適切な方策を講じることが必要と考えるがどうか。
- ・ これまでの行政側の検査・監督体制は十分であったと言えるか。
- ・ 不良債権の処理については、金融機関のバランス・シート上の処理にとどまらず、キャッシュ・フローの改善が必要であり、そのためには担保不動産の流動化に向けた努力が必要と考えるがどうか。

特に、不良化した金融機関の担保不動産は概ね東京の商業地に集中し、かつ、これらの土地は狭隘で不整形地、更に権利関係が複雑になっているものが比較的多いことから流動化が困難となっており、このためには、競売の促進等により土地の権利関係を整除し、整形化が円滑に進められるようしていくことが重要であり、このような観点から総合的な検討を加えていく必要があるのではないか。

おわりに

(当面優先的に取り組むべき課題)

本プロジェクトは、以上のような論点について、さらに意見集約を進めながら総合的な処理（対策）案をまとめていく。

中でも、住専問題の解決には力点を置く必要がある。

このまま住専問題を放置することは、住専と関係する金融機関の経営体力を蝕むばかりでなく、金融システム全体の安定を脅かすことにもなりかねないなどの問題を助長することになる。

住専問題の解決を図るためにには、①自己責任の大原則に則り、住専再建の可否及び分担等について、金融秩序維持という大きな視野に立って、当事者間で速やかに話し合いに入ること、②公的資金導入の可否の検討に際して、必須の条件となる不良債権の額を正確に把握するためのディスクロージャーの徹底・実行

については避け難いものとして確認しておく必要がある。

また、この検討とその結論が国民に受け入れられるためには、行政の監督責任・金融秩序維持における行政上の責任をも含めた母体行及び貸手金融機関の責任のそれぞれの在り方等についても検討が必要であり、公的資金の導入等の検討はその後に入るべきものであることは言うまでもない。

本プロジェクトは、以上のように住専問題について環境整備を図りつつ基本的な回答を見い出し、引き続き担保不動産の流動化等をはじめとするその他の案件についての検討を深めることとする。

1995・9・14

住専各社並びに関連金融機関各位 御中

住専問題についての勧告

与党金融・証券プロジェクトチーム

わが国の経済は、いわゆるバブルの崩壊後、深刻な不景気のなかで苦悩している。

この景気低迷の一因をなし、さらに景気回復を妨げる一因となっているのが、金融機関の抱える不良債権であり、なかんずく、いわゆる住専問題が、不良債権問題の中心的部分であって、不良債権問題解決の障害となっていることは、衆目の一致するところである。

それゆえに、与党金融・証券プロジェクトチームは、住専問題に強い関心をもち、関係金融機関からのヒヤリングをおこない、資料の収集をし、大蔵省から報告を聞くなどの調査をおこなってきた。

その結果、住専設立の経緯、その経営の様子の推移と関係金融機関の関わり方、住専問題の発生と解決のための各金融機関や、大蔵省や農林水産省の動向、住専問題のさらなる

深刻化や、それに対する各金融機関の対応などについて心証をえた。

ここにおいて、われわれは住専各社や、関連金融機関の行為に、強い不満を表明せざるをえない。

さらに、われわれが理解に苦しむのは、住専問題がこれほど世間の耳目を聳動しているにもかかわらず、関係者の問題解決への努力のあとが見られないことである。

いうまでもなく、金融機関の生命は、信用であり、各機関は信用にもとづいて、金融制度を維持すべき重大な社会的責任を負うにもかかわらず、いまやその信用は失われようとしているのみならず、国際化著しい金融の世界において、わが国の金融制度に対する国際的信用が傷つきつつあることは由々しき事態である。

われわれは、関係各金融機関がその責任を、自らまっとうし、国内外の信用回復にむけて真摯な努力を傾注することを、強く期待する。

一方、この問題に深くかかわってきた大蔵省、および農林水産省が、この問題解決のために、充分な努力をしていないことについて、われわれは遺憾であるといわざるをえない。

とくに、大蔵省は住専の指導監督の責任を負う官庁であって、その行政責任は重い。

両省は、行政担当者として住専問題解決の責務を、果たさなければならない。

以上の認識にたち、われわれは別紙のとおり勧告する。

与党金融・証券プロジェクトチーム

座長（自由民主党）**越智通雄**

責任座長（日本社会党）**日野千郎**

座長（新党さきがけ）**千葉正巳**

（別 紙）

住専関係各金融機関並びに住専各社は、ただちに住専問題解決のための話し合いを行い、早急に解決策を取りまとめること。

大蔵省と農林水産省は、上記解決策の取りまとめのために、責任ある行動をとること。

1995・10・2

住専問題に関する勧告後の状況について

与党金融・証券プロジェクトチーム

1 住専問題に関しては、その緊要性にもかかわらず、関係者の問題解決のための努力が充分でないとの認識の下、去る14日、関係者に対し、早急に話し合いを進めるよう私共三座長より勧告を行ったところあります。その後の関係者の検討状況について各住専の母体から報告を受けているので、御報告申し上げます。

2 14日の勧告後、各住専の母体は、それぞれ協議を重ねたところであり、各住専の今後の方針については、母体間においては基本的に確認が行われたとのことであります。

それによれば、協同住宅ローンを除く7社については、現在の再建計画に基づく再建は困難であり、整理を含む抜本見直しを検討していく必要があると、母体においては基本的に認識しているとのことでありました。

これに対し、協同住宅ローンについては、引き続き会社を存続、運営していきたいとのことであります。

住専7社の母体においては、それぞれ、農林系統の代表との協議の場を持ち、各住専の現状やこのような基本方針を説明したことがあり、今後も、それぞれの主張を踏まえつつも、相互理解に達するべく、当事者間での協議に努力していく意向と聞いております。

また、不良債権等の処理に係る何らかの機関の検討の必要性などの意見がありました。

3 私共としても、この問題の重要性を踏まえ、今後の当事者間における協議について、引き続き真剣な取組みを求め、早期の解決を重ねて要請したところであります。

特に、年内処理に努力との関係者の表明に対し、さらに早期の処理を要請するとと

もに、各住専通じての横断的な問題解決のための協議も進めるように要請したところ

であり、大蔵省にも、こうした協議の促進を図るよう求めたところであります。

1995・9・29

水俣病問題の解決について

自由民主党 山崎 拓 福永 信彦
日本社会党 関山 信之 矢田部 理
新党さきがけ 菅 直人 堂本 晓子

1 基本的考え方

- (1) 水俣病に関する様々な紛争については、次の枠組みにより早期に最終的かつ全面的な解決を図る。
- ① 企業は、下記2により、救済を求める者のうち一定の要件を満たす者に対して一時金を支払う。
- ② 国及び熊本県は、水俣病問題の最終的かつ全面的な解決に当たり、遺憾の意など何らかの責任ある態度を表明する。
- ③ この解決案に同意して救済を受ける者は、「4. 紛争の終結の項の（注）に列挙する紛争を取下げ等を行うことにより終結させる。
- (2) 国及び県は、上記の紛争の終結に際し、総合対策医療事業の継続及び申請受付再開チッソ支援、地域再生・振興のための施策を行う。また救済を求める者及び企業は、損なわれた地域社会の絆を修復していく「もやい直し」の取組に参加・協力するなど、地域住民とともに地域の再生・振興に積極的に取り組む。

2 一時金

(1) 一時金の対象者

企業は、救済を求める者のうち次のいず

れかに該当するものに一時金を支払う。

- ① 現に総合対策医療事業の対象である者（総合対策医療事業の対象者であった者で既に死亡したものにあってはその遺族）
② 申請受付再開後の総合対策医療事業において熊本県知事又は鹿児島県知事が判定検討会の意見を聴いて対象とした者（①以外の死者にあっては、総合対策医療事業と同様の手続により、その判定検討会と同一の委員によって構成される判定委員会が、総合対策医療事業の対象者と同等の者であると判断した者の遺族）
(2) 一時金の額

ア. 企業が支払う一時金の額は、次により計算する。

- ① (1)の要件に該当する者についての1人当たりの金額は、260万円。
② 次の団体に所属している(1)の要件に該当する者に関しては、①の金額の他に一定の金額を加算することとし、その総額は所属する団体ごとに次に定める額とする。

水俣病被害者・弁護団全国連絡会議

(新潟関係を除く)	38億円
水俣病患者連合	7億円
水俣病平和会	3億2千万円

茂道水俣病同志会	6千万円
水俣漁民未認定患者の会	6千万円

イ. 団体への一括支払

- ① (1)の一時金の対象者を構成員として含む団体については、団体の代表から、一時金の一括支払及び紛争の終結について救済を受ける団体構成員の合意を得た上で、団体として一括して支払いを受ける旨申し出があった場合には、その構成員である一時金の対象者に係るア①の一時金の総額に相当する金額を、団体に一括して支払うことができるものとする。
- ② 一時金のうちア②により加算される金額については、ア②に掲げる各団体について、当該団体のすべての紛争の終結を前提に、一括して支払うものとする。
- ③ ①又は②により一括して一時金の支払いを受ける団体は、一括して支払われる一時金の総額を各人にに対して配分するものとする。この場合、その配分（各人についてランク付けをする場合は、そのランク付けと金額の確定）は、司法の和解協議の場又は団体の自主的な判断により行う。

(3) 一時金支払請求期間

企業は、次に掲げる日から3か月以内に請求があった場合に限り、一時金を支払うものとする。

- ① 現に総合対策医療事業の対象である者（既に死亡した者の遺族を含む。）にあっては平成〇年〇月〇日（注：企業が一時金を支払うことができるよう準備が整った時点で具体的な日を記入。）
- ② 申請受付再開後に総合対策医療事業の対象となる者（同事業の対象者と同等の者であると判断される死亡者の遺族を含

む。）にあっては対象となった日

3 紛争の早期の最終的かつ全面的な解決に際しての国・県の施策

(1) 総合対策医療事業の申請受付再開

ア. 過去に通常のレベルを超えるメチル水銀の曝露を受けた可能性があり四肢末梢優位の感覚障害を有すると認められる者の健康上の問題の軽減・解消を図る事業である総合対策医療事業の申請の受付を再開する。一定の準備期間を置き、5カ月程度の受付期間を設けることとし、国及び県は、準備期間も含めてその広報に努めるものとする。

イ. 申請受付再開後の総合対策医療事業の対象者の居住要件及び症候要件は現行総合対策医療事業の要件と同様とする。

総合対策医療事業の判定検討会における対象者についての判断の方法については、既に得られている認定審査会資料（ない者については、別途、県が指定する神経内科のある公的総合病院の診断書。以下「公的資料」という。）と、総合対策医療事業申請者が提出する、別途定める要件に該当する医師の診断書（以下「提出診断書」という。）とを総合して行うものとする。

この場合において、総合対策医療事業申請者が提出診断書を提出しない旨を申し出たときは、公的資料により判断するものとする。提出しない旨の申し出をせず、申請後30日以内に提出しなかったときも同様とする。

また、平成7年6月21日時点において、認定申請歴又は総合対策医療事業申請歴がなく、かつ、損害賠償請求訴訟の原告ではない全く新規に救済を求める者については、公的資料により判断するものと

する。

ウ. 申請受付再開後の総合対策医療事業においては、公健法の認定を受けた者及び確定した判決等による本件に関する損害賠償の受領者はその対象とすることはせず、また、対象者は本件に関する損害賠償請求訴訟を争っていない者及び公健法の認定を求めていない者に限るものとする。ただし、これにより総合対策医療事業の対象外となる者のうち、申請受付再開の時点において総合対策医療事業の対象者である者については、経過措置として、その療養手帳の有効期間中は申請受付再開後の総合対策医療事業の給付の対象とする。

なお、平成7年3月31日以前に公健法の認定申請をした者についても申請受付再開後の受付期間内に総合対策医療事業の申請を行わなければその対象となることはできない。

(2) チッソ支援

国及び熊本県は、1(1)①の合意に基づく一時金の支払いが確実に遂行されるよう、チッソ支援策について適切な施策を講じる。

(3) 地域の再生・振興

国及び県は、次の検討課題に取り組むこととする。

ア. 申請受付再開後の受付期間中に総合対策医療事業の申請をした者で、総合対策医療事業の対象に該当しないと判定されたもののうち、総合対策医療事業の居住要件を満たし、公的資料により別に定める四肢末梢優位の感覚障害以外の神経症状を有すると判定検討会において認められた者について、これらの症状の軽減を図るために、地域の保健福祉対策の一環と

して、はり・きゅう及び温泉療養（神経症状の緩和に資する医療を受けた場合はその医療を含む。）について、各施術又は療養に要した金額の範囲内で一定の金額の補助（1月当たりの総額は、現行の総合対策医療事業のはり・きゅう施術費の金額の範囲内とする。）を行う事業

（注）公健法の認定を受けた者、損害賠償請求訴訟を争っている者等については、(1)ウに準ずるものとする。

イ. 地元での検討も踏まえつつ、地域において健康上の不安の解消と健康増進を図る保健対策の充実、水俣病の発生地域としての特性を活かした研究・教育機能の充実、地域住民全体への支援を目的としたインフラの整備等の施策

4. 紛争の終結

一時金を受領する者並びに2(2)イにより一時金を一括して受領する団体及びその構成員は、一時金を受領するに当たり、下記（注）により紛争を終結させるとともに、今後損害賠償を求める訴訟及び自主交渉並びに公健法による認定を求める活動を行わないものとする。この場合、本解決案による救済を受けるか、訴訟等を継続するかは、本人の自由意思に基づく選択に委ねられるものである。ただし、2(3)の一時金支払い請求期間内に請求が行われなければ一時金の支払いを受けることはできない。

なお、救済を求める者と企業との間の紛争の終結に当たっては、両者の間で統一的な協定を締結するものとする。その際、公健法の水俣病の認定を求めるることは、公健法又は補償協定により最終的には企業に対して金銭の支払いを求めるという点で、形を変えた民事上の損害賠償の問題もあるので、企業との間の統一的な協定においても、認定をめぐる

問題の終結について記述することとする。

(注) 終結する紛争及びその終結の形態

- ① 国家賠償請求訴訟（水俣病認定業務に関する不作為違法損害賠償請求訴訟を除く。）：請求の放棄又は仮執行金を返還しての訴訟の取下げ
- ② 企業への損害賠償請求訴訟：仮執行金

を返還しての和解又は訴訟の取下げ

- ③ 企業に補償を求める自主交渉：協定の締結
- ④ 公健法の認定に関する認定申請、行政不服審査請求及び行政訴訟：申請等の取下げ

[付属文書 1]

救済対象者の考え方及び 企業が支払う一時金の性格

1 救済対象者の考え方

過去に通常のレベルを超えるメチル水銀の曝露を受けた可能性があり、四肢末梢優位の感覚障害を有すると認められる者の中には、公健法において水俣病と認定される者と認定申請が棄却される者がある。

水俣病の診断は、メチル水銀曝露を前提として、症候の組合せによる症候群的診断により行われる。

今回の救済対象者は、認定申請が棄却される人々であるが、水俣病の診断が蓋然性の程度の判断であり、公健法の認定申請の棄却は、メチル水銀の影響が全くないと判断したことと意味するものではないことなどに鑑みれば、救済を求めるに至ることには無理からぬ理由がある。

2 一時金の性格

企業は、自らが排出したメチル水銀が水俣病を引き起こしたことの責任を重く受け止めた上で、1に掲げる要件に該当する者に対して、判決など企業排出したメチル水銀と個々人の健康障害との因果関係の有無を確定させ

る方法によらず、話し合いにより本問題の早期の最終的かつ全面的な解決を図るため汚染者負担の原則にのっとり本問題が生ずる原因となったメチル水銀の排出をした者としての社会的責務を認識して、一時金を支払うものとする。

訂 正

No.349('95・10月)号の政策の焦点 I
P54 1(1)1行目 P55 2(1)26行目の
1995年は1945年の誤りでした。
訂正します。

[付属文書 2]

県が指定する公的総合病院 提出診断書に係る医師の要件

1 県が指定する公的総合病院の要件

ア 神経科又は神経内科を標榜し、かつ、イの要件を満たす医師が在籍している公的総合病院から、地域性を勘案して県が指定するものとする。

イ 次の要件のいずれをも満たす医師。

- ① 現在、神経内科、神経科又は精神科を標榜している医療機関に在籍しているこ

と。

- ② 一定の施設基準を満たす医療機関に3年以上在籍した経験を有し、かつ、1年以上の臨床神経学的診断経験を有すること。

2 提出診断書に係る医師の要件

- (1)イの要件を満たす医師とする。

[付属文書 3]

判定検討会における総合判断の方法

県の判定検討会における総合判断の方法は、次によるものとする。

公的資料と提出診断書の判断が一致する場合は、その一致する判断に基づき判定することとするが、いずれか一方の資料・診断書にのみ四肢末梢優位の感覚障害を有すると認められる場合は、

- ① 四肢末梢優位の感覚障害を有すると認められない側の診断書・資料で全身同程度の感覚障害又は四肢末梢優位の乖離性の感覚障害を有すると認められるときは、もう一方の資料・診断書と併せて判断し、要件に該当するものと認めることがあることとする。

- ② ①に該当しない場合でも、四肢末梢優位の感覚障害を有すると認められない側の過去の診断書・資料も判定資料として扱い、その資料で四肢末梢優位の感覚障害、全身同程度の感覚障害又は四肢末梢優位の乖離性の感覚障害を有すると認められるときは、もう一方の資料・診断書と併せて判断し、要件に該当するものと認めることができることする。



1995・9・14

宗教法人法制の 見直しについて（第1次報告）

日本社会党宗教問題対策委員会

オウム真理教をめぐる一連の事件は国民に衝撃を与え、宗教法人制度や宗教活動のあり方を見直す契機となった。

本委員会は、「信教の自由を尊重しつつもタブー化することなく論議を深め、現状の宗教法人制度の問題点を探るとともに、改善の方向について検討する」ことを目的に、本年6月1日の中央執行委員会で、中執直属の委員会として設置することが確認された。

6月6日に第1回の会合を開いて以来、4回のヒアリングと討議を行い、宗教法人法等の見直しに対する基本的スタンスと検討課題について、以下の確認を行った。

〈基本的スタンス〉

1 宗教法人法は、信教の自由を最大限尊重し、できるだけ公的な介入を排除して宗教団体の自治を尊重するという理念で構成されている。

信教の自由は、戦前の宗教弾圧という歴史の反省を踏まえて、憲法で保障されたものであり、今後とも尊重していくことが見直し論議の前提となる。そのうえで、宗教法人法制定時以来の時代の変化、宗教法人の実態の変化に対応して、運用の改善を図るほか、必要に応じて法の見直しを行う。

2 宗教法人法の見直しに当たっては、法人格付与、財産の管理・運営に関する問題と、宗教活動のあり方、税制問題など、それぞれの事柄の性格に応じて問題を区別・整理

した上で、政治的思惑に左右されずに冷静な論議を行う。

〈当面の課題〉

1 当面、宗教法人としての公益性や透明性をいかに高めるかという観点からの見直しを早急に行う。

宗教法人も公益法人であり、認証されると税制上の優遇措置が受けられる以上、情報開示（ディスクロージャー）によって透明性を高め、国民から納得されるような社会的責任を果たすことが求められるのは当然である。

また、所轄庁も認証をする以上、継続的に宗教法人の公益性を確認するため、最低限の情報は把握する必要があるし、2県以上にまたがって活動する場合の所管についても整理する必要がある。

現在、宗教法人審議会で審議されている①宗教法人の所管のあり方、②認証後の活動状況の把握のあり方、③宗教法人の情報開示（ディスクロージャー）については、今月中に論点を整理した上で、今秋の臨時国会での改正をめざす。

2 宗教法人に対する課税の適正化については、他の公益法人課税とのバランスも考慮しつつ、96年度税制改正にむけて検討を進める。

〈引き続き検討すべき課題〉

1 設立時の認証のあり方、認証取消、解散（解散命令が出るまでの間の財産保全措置を含む）のあり方等についても引き続き検討を進める。

2 教義など宗教の内的部分に対して国家が価値判断を加えたり介入することは許されない。しかし、資金獲得のあり方、家族とのトラブル、マインド・コントロールなど、市民社会と接点をもつ外的な活動形態のあり方と政治・行政との関わり方について

ては、正確な事実認識に立って、国民的論議を深めていくべきテーマではないかと考える。

欧米では1980年代から、いわゆるカルト教団がひきおこす社会との摩擦や人権侵害について真摯な調査、検討がなされてきたと聞く。E C議会では2年間にわたる事実調査と討論を経て、84年にカルト問題に対する決議が行われている。日本においても、行政もしくは国会に調査会を設置し、検討を急ぎたい。



1995・10・6

宗教法人法制の

見直しについて（第2次報告）

日本社会党宗教問題対策委員会

〈はじめに〉

オウム真理教をめぐる一連の事件は国民に衝撃を与え、宗教法人制度や宗教活動のあり方を見直す契機となった。

本委員会は、「信教の自由を尊重しつつもタブー化することなく論議を深め、現状の宗教法人制度の問題点を探るとともに、改善の方向について検討する」ことを目的に、本年6月1日の中央執行委員会で、中執直属の委員会として設置することが確認された。

6月6日に第1回の会合を開いて以来、7回の委員会を開き、別紙のようなヒアリングと討議を行ってきた。

宗教法人法の見直しは、信教の自由に関わることから、委員会はまず、宗教法人法の沿革と制度の概要、信教の自由に関する検討からスタートし、第4回委員会（9月12日）において、宗教法人法等の見直しに対する基本

的スタンスと検討課題について第1次報告を取りまとめ、9月14日の中央執行委員会への報告を行った。

その後、日本宗教連盟加盟の5団体（日本キリスト教連合会、新日本宗教団体連合会、全日本仏教会、神社本庁、教派神道連合会）より順次ヒアリングを行った。また靈感商法の被害対策に取り組んでいる山口広日弁連消費者問題対策委員会副委員長からも、法改正に対する意見を聴取した。

第7回委員会においては、文部省より宗教法人審議会の報告と改正案骨子について説明を受け、審議を行ったうえ、今国会に臨む対応について協議を行った。

その結果、これまでのヒアリングや討議を総合的に判断した上で、基本的な方向性についての確認を行ったので、第2次報告として取りまとめを行った。

〈基本的スタンス〉

1 宗教法人法は、信教の自由を最大限尊重し、できるだけ公的な介入を排除して宗教団体の自治を尊重するという理念で構成されている。

信教の自由は、戦前の宗教弾圧という歴史の反省を踏まえて、憲法で保障されたものであり、今後とも尊重していくことが見直し論議の前提となる。

そのうえで、宗教法人法制定時以来の時代の変化、宗教法人の実態の変化に対応して、運用の改善を図るほか、必要に応じて法改正を行うべきである。

2 国民の間に宗教法人法の改正を求める世論が高まっており、こうした国民の期待に応える責任が政治にはある。今回の見直し論議はオウム真理教事件を契機とするものであるが、宗教法人の経理等の不透明さや透明性の欠如に対しては、以前から漠然とした国民の不信感があった。この不満が、事件を契機として噴出したと捉えるべきである。

3 宗教法人法の見直しに当たっては、宗教活動のあり方への対処や税制問題など、それぞれの事柄の性格に応じて問題を整理・区別する必要がある。

宗教団体には、「国民の間に宗教法人法に対する誤解に基づく感情的な議論があり、オウム事件に絡めて議論されると、宗教活動への規制を宗教法人法の中に持ち込むことになるのではないか」との警戒感が強い。

宗教法人法は、宗教団体への法人格の付与や法人の管理運営面を規定する法律であり、オウムに類する事件の再発防止については、宗教法人制度の見直しにとどまらず、あらゆる角度から検討されるべき問題であり、宗教法人法によってカルト犯罪の再発

防止を意図するものではない。この関係を明確にして、冷静な論議を行う必要がある。

4 見直しに当たっては、特定の宗教団体を想定して政治的思惑を持ち込み、政争の具とすることは厳に慎しまなければならぬ。また、「信教の自由」一般論で見直し論議をタブー化することも、建設的な論議とはならないと考える。

5 社会党は、以上の観点に立ち、問題の性格に応じて当面の課題と中・長期的課題とに仕訳をした上で、客観的・冷静な論議を進めていく方針である。

今国会においては、宗教法人審議会報告を踏まえ、宗教法人の管理運営・財務面を対象とした透明性の強化の観点から論議を深め、法改正に積極的に取り組む。宗教活動のあり方、政治と宗教との関わりなど、「信教の自由」や宗教政策の基本に係わる問題については、幅広い視点から論議を深め、国民的英知を結集しつつ結論を出すよう努める。

〈見直しの必要性〉

1 宗教法人法は、1951年（昭和26年）の制定以来、44年もの間、基本的な改正は行われていない。1958年（昭和33年）にも宗教法人審議会から認証、認証の取消等の制度の改善方策に関する答申が出されているが、実現するに到らなかった。

この間、大きな社会的变化が生じており、広域的活動を展開する宗教法人の増加、収益事業を行う宗教法人の増加など、宗教法人の活動も多様化・複雑化し、宗教法人の実態も変化している。時代の变化に伴って法律の見直しを行うことは当然であり、社会的要請に適切に対応できる宗教法人制度のあり方が求められている。

とりわけ、「収益の使われ方がブラック

ボックス化しているのでは」「宗教を隠れ蓑として金儲けをしているのではないか」といった国民の批判、不信感が強いことから、宗教法人の管理運営、経理の透明性の強化を図ることが急務である。

2 オウム事件を契機として、以下のような宗教法人法自体の法的な不備も浮かび上がってきた。

①オウム真理教が全国的に活動を展開しているにもかかわらず、その所轄が東京都であることにより、山梨や熊本の住民の苦情に十分対応できなかったこと、②認証した後、宗教団体の実体を欠いている場合又はその運営に著しい問題がある場合に、これに対処するための権限を所轄庁に与えているにもかかわらず、所轄庁は施設がどこにあるかという最低限の情報も把握する制度になっておらず、これらの規定に該当する疑いがある場合であっても、所轄庁においてそれを確認する法的手段が規定されていない。③解散請求を行っても、確定するまでの間の財産保全措置についての法的根拠が不明確であり、教団による財産隠匿が懸念される。

〈宗教法人審議会報告に基づく宗教法人法の改正について〉

1 審議会報告と改正案（骨子）の概要

宗教法人審議会は、①宗教法人の所轄のあり方、②認証後の活動状況の把握のあり方、③宗教法人の情報開示（ディスクロージャー）について慎重な審議を重ね、9月29日に報告を取りまとめた。

その報告に基づき法改正が必要な点は、以下の5点である。

①2以上の都道府県に宗教用施設（境内建物）を設置する宗教法人は文部大臣の所轄とする。②信者その他の利害関係人は、正当な利益がある場合、宗教法人に対し、

財産目録など法25条で備え付けが義務付けられた財務関係等に関する書類の閲覧を請求できる。③法25条の書類に、収支計算書、境内建物に関する書類を追加するとともに、これらを含め一定の書類について所轄庁への提出義務を定める。なお、小規模法人に対して一定の配慮をする。④所轄庁は、宗教法人が法79条（収益事業の停止命令）、80条（認証の取消）、81条（解散命令）に定める事由に該当する疑いがあると認める場合、宗教法人審議会の意見を聞いた上で宗教法人に報告を求め、質問することができる。⑤宗教法人審議会の委員の定数を20人以内に増員する。

2 対策委員会としての態度

今回の宗教法人審議会の見直し報告に基づく宗教法人法の改正は、宗教の自由と宗教法人の自主性、公共性に配慮するという宗教法人制度の基本を維持した上で、時代の変化や社会的要請に対応し、実態に合わなくなつた点に関して、宗教法人の管理・運営面に限定して必要最小限の改正を行うものであり、本委員会としてこれを了承する。

3 論拠

（1）宗教法人としての公共性・社会的責任

宗教法人になることにより、宗教団体は権利能力が付与され、公的な認証を受けることにより社会的な信用力が増す。また、宗教法人になることにより、税法上の優遇措置を受けることができる。このような権利とメリットを享受する以上、宗教法人はそれに応じた最低限の義務、社会的責任を果たさなければならない。

一方、所轄庁にあっても、認証により公的な信用を与える以上、宗教法人の財務会計等の管理運営が適正に行われているか、最小限の情報を把握する必要がある。

これは、宗教法人としての公共性・社会的責任に係わる制約であり、このような制約をも「信教の自由」の侵害と考える宗教団体は、宗教法人としてではなく任意の宗教団体（権利能力なき団体）として、法律に違反しない限り自由に宗教活動を行う自由が保障されている。この点は、戦前の宗教団体法が、宗教団体を設立するに際しても所轄庁の「許可」を要する団体規制法であったのと明確に異なる。

(2) 改正内容と信教の自由との関係

宗教の国家管理・統制を招き、信教の自由を犯すとの批判があるが、今回の改正内容は、以下のように、いずれも法人の管理運営面に限定されており、宗教活動の内容を規制するものではなく、信教の自由に抵触する部分はないと考える。

①複数の都道府県にわたる場合の所轄の判断基準は、宗教活動に直接関わらない宗教用施設（境内建物）であり、また、所轄の変更によっても所轄庁の権限の変更があるわけではない。

②現行法25条で備え付けが義務づけられている書類は、宗教法人の財務会計等の管理運営に関する事項を客観的に記載したものであり、個々具体的な宗教活動の内容を示すものではない。

③報告聴取・質問権の行使は、収益事業の停止命令、認証の取消、解散命令の請求の事由に該当する疑いのある場合に限定された事実確認のための法的手段であり、なおかつ宗教法人審議会の意見を聞くという歯止めをかけている。

〈当面の課題〉

1 財産保全の問題

解散命令が出るまでの間の財産保全措置のあり方について検討を急ぐ。

2 税制問題

宗教法人に対する課税の適正化問題については、他の公益法人課税とのバランスも考慮しつつ、引き続き検討を進める。

〈引き続き検討すべき課題〉

1 宗教法人法の見直しに関しては、今国会の改正論議を出発点として引き続き検討を進める。

- 設立時の認証のあり方
- 認証取消、解散のあり方
- 資金の流れの一層の透明化

2. 宗教活動のあり方、宗教と政治の関係については、宗教法人法の問題とは一定の区別をつけた上で、今後一層の国民的論議を深めるべきである。

教義など宗教の内的部分に対して国家が価値判断を加えたり介入することは許されない。しかし、資金獲得のあり方、家族とのトラブル、マインド・コントロールなど、市民社会と接点をもつ外的な活動形態のあり方に対して政治・行政がいかに関われるのか、宗教は政治にどのように関わられるのか――等については、正確な事実認識に立って、国民的論議を深めていくべきテーマではないかと考える。

欧米では1980年代から、いわゆるカルト教団がひきおこす社会との摩擦や人権侵害について真摯な調査、検討がなされてきたと聞く。EC議会では2年間にわたる事実調査と討論を経て、84年にカルト問題に対する決議が行われている。この決議は、宗教法人の公益法人としての地位や免税特権、信者の労働・社会福祉への保障について、①未成年者の長期献身への勧誘禁止、②献金や入信について熟慮期間を設ける、③入信後の家族や友人との連絡の保障、④大学・高校への就学の確保、⑤脱会や外部の助言を受ける権利の尊重、⑥資金獲得活動の

際の違法行為の禁止、⑦権限ある官庁の要求があれば信者の氏名や居所を告知する、⑧勧誘時に団体名や教義が直ちに開示されるべき、⑨社会保障や医療を受ける権利、⑩施設内での子供の教育・健康・衛生への配慮義務。—などの基準に留意して対処するよう求めている。

E C決議は法的な規制ではないが、各国の宗教政策の基本指針になっていると言われる。日本においては、日本の宗教事情や伝統を踏まえて議論する必要もあるが、共通性もある。海外の対処例の研究や日本の宗教事情、実態把握に早急に取り組むべきである。

3 これらの問題は、信教の自由、宗教とは何かという宗教政策の基本に係わる問題でもあり、拙速は避け、国民的英知を結集して結論を出すべき課題である。そのために、宗教社会学者、宗教家、宗教被害に関わる弁護士等を含む幅広い有識者による行政の調査会を設置することや、この問題を集中的に討議する場を国会の中に設けることを提唱する。

(別紙)

日本社会党宗教問題対策委員会

委員長 千葉 景子（党副委員長）
副委員長 関山 信之（政審会長）
事務局長 輿石 東（文教部会長）
委員 坂上 富男（法務）
細川 律夫（法務）
山下八洲夫（地行）
大脇 雅子（参議院）
竹村 泰子（文教）
角田 義一（内閣）
峰崎 直樹（大蔵）

これまでの審議経過

第1回 6月6日（火）

- ①名称・設置目的・構成等について確認
- ②検討課題・今後の進め方について討議

第2回 6月14日（水）

〈ヒアリング〉文部省

- ①宗教法人法の沿革・制度の概要
- ②オウム真理教に係わる経過について
- ③宗教法人審議会の検討状況について

第3回 6月23日（金）

- ①オウム真理教関連で緊急に対応すべき事項について
- ②〈ヒアリング〉憲法の保障する「信教の自由」とは
(衆議院文教委員会調査室)

第4回 9月12日（火）

- ①〈ヒアリング〉宗教法人審議会の審議状況（文部省）
- ②宗教法人法改正への対応について
・・・第1次報告の取りまとめ

第5回 9月20日（水）

- ①宗教団体からのヒアリング
 - ・日本キリスト教連合会
 - ・（財）新日本宗教団体連合会
- ②〈ヒアリング〉宗教法人法改正問題への提言

山口 広 氏（日弁連消費者問題対策委員会副委員長）

第6回 9月18日（木）

- ①宗教団体からのヒアリング
 - ・全日本仏教会
 - ・神社本庁
 - ・教派神道連合会

第7回 10月3日（火）

- ①宗教法人審議会報告と改正案骨子について（文部省）
- ②宗教法人法改正への党の対応について

1995・9・20

沖縄における児童暴行事件への対応について

社会党政審安保調査会

- | | | |
|---|---|-------------------|
| 1 | ①被疑者の日本側への早期引き渡し
②公正な裁判の早期開始
③被害者への謝罪と補償
④米軍人の綱紀粛正と事件の再発防止
に向けて、他の与党と協力して、政府が | 積極的に行動できるよう働きかける。 |
| 2 | 日米地位協定の問題点を整理し、改訂も含めて必要な措置を講ずることができるよう、他の与党および政府に働きかける。 | |

1995・10・6

日米地位協定に かかわる問題について

日本社会党

- | | | |
|---|--|----------------|
| 1 | 刑事手続き等に関する規定
① ドイツと比較した場合、必ずしも日米地位協定が不平等というわけではない。たとえば、被疑者の身柄の拘束は、日本の場合「公訴が提起されるまでの間」、ドイツの場合はポン協定で「無罪判決または刑の執行開始に至るまで」(22条3)となっている。被疑者の引き渡しについては、ドイツの場合でも米軍による義務規定になっていない(22条2)。
② オーストラリアの場合は、裁判権は基本的に同国にあり、逮捕・捜査・拘束も同国が行うとなっている。またパナマ米協定では、殺人・強姦・強盗・国家の安全への犯罪については米軍の拘留を認め | ないことになっているという。 |
| 2 | 軍事演習に関する規定
① 地位協定には米軍による演習について具体的な明文規定がない。このため、たとえば超低空飛行訓練は実弾射撃を伴わない訓練として在日米軍の「施設・区域」外で行われることが事実上、野放しになっている。
② これに対して、ドイツではポン協定45条(地上演習)、46条(航空演習)で訓練について詳細に規定している。(ex)
7. 訓練による損害の発生、土地の経済用益の損失の防止(ポン協定45条2)
1. 損害を受けた土地の3ヶ月間の不使用 | |

(同45条2)

- ⑨. 演習に対する異議申し立て（同45条5）
- ⑩. 演習内容・期日の開始 2週間前の事前通告（同45条6）
- ⑪. 低空飛行に関する協定締結（同46条3）

3 「施設・区域」の設置・使用・返還に関する規定

① 「施設・区域」の返還の原則について、

地位協定は何の規定もない。ドイツの場合にはポン協定48条である程度、原則が規定されており、協定付属の議定書でより具体的に規定されている。

(ex)

- ⑫. 土地需要の一定期間ごとの計画書の書式での申告（ポン協定48条1）
- ⑬. （基地の）最小限の限定のための土地

需要の点検（同48条5）

- ⑭. ドイツ当局による明け渡し請求（同48条5）

⑮. 「土地返還について、国土整備、都市計画、自然保護及び農業上並びに経済上の利益に応じるため交渉を行う」ドイツの権利と、派遣国による「誠意をもって考慮する」規定（補足協定の署名議定書）

- ⑯. 地位協定では「施設・区域」の使用について、「公共の安全に妥当な考慮を払って」（3条3項）、「日本国の法令を尊重し」（16条）など規定があるが、ポン協定では、「ドイツ法と同等のまたはより厳しい内容を有する派遣国の国内法規を適用することができる」（53条1）と規定されている。

政策審議会役員名簿

1995.10.3

(日本社会党政審)

○ 政策審議会会長	関山 信之
副 会 長	田口 健二 山元 勉 細谷 治通
	藁科 満治（参議院政審会長）峰崎 直樹
	伊藤 基隆
○ 政務機構事務局長	温井 寛
○ 事 務 局 長	浜谷 悅

部会と委員会所属一覧表

1995・9・29

◇常任委員会

(日本社会党国対)
 ◎委員長 ○国対担当理事
 ○理事 △小委員会
 ◇オブザーバー

委員会	部長	副部長	参議院	衆議院
内閣	田口	山口(哲)	◎大木 正吾 ○山本 勉 五十嵐広三 田口 健二	○山口 哲夫 萩野 茂 角田 義一
地行	渡辺(四)	畠山	○北沢 清功 加藤 万吉 畠山健次郎 山口 鶴男	○渡辺 四郎 志苦 裕 斎藤 効
法務	坂上	千葉	○佐々木秀典 坂上 富男 細川 律夫	◇千葉 景子 菅野 壽
外務	伊藤(茂)		○秋葉 忠利 伊藤 茂 松前 仰 山元 勉	○矢田部 理 川橋 幸子 照屋 寛徳
大蔵	早川	峰崎	○永井 哲男 関山 信之 中村 正男 早川 勝 細谷 治通 渡辺 嘉藏	○峰崎 直樹 久保 亘 鈴木 和美 大脇 雅子
文教	輿石	三重野	○輿石 東 小林 守 濱田 健一	○三重野栄子 竹村 泰子 上山 和人
厚生	岩垂	朝日	○和田 貞夫 ○横光 克彦 岩垂寿喜男 五島 正規 田邊 誠	○今井 澄 ○栗原 君子 朝日 俊弘
農水	村沢	石橋	○日野 市郎 ○鉢呂 吉雄 石橋 大吉 遠藤 登 田中 恒利 中西 繁介	○村沢 牧 菅野 久光 谷本 巍
商工	和田	小林(前川)	○小林 守 石井 智 北沢 清功 松本 龍 渡辺 嘉藏	○篠科 満治 一井 淳治 前川 忠夫
運輸	左近	渕上	○辻 一彦 ○赤松 広隆 左近 正男 山崎 泉	○瀬谷 英行 青木 薪次 渕上 貞雄
通信	田中(昭)	松前	○山崎 泉 大出 俊 田中 昭一 横光 克彦	○及川 一夫 ○松前 達郎 伊藤 基隆
労働	永井(孝)	岩田	○岩田 順介 池田 隆一 岡崎トミ子 清水 永井 孝信	○清水 澄子 梶原 敬義 日下部禱代子
建設	石井	山本	○石井 智 沢藤礼次郎 前島 秀行	赤桐 操 山本 正和 大渕 絹子
安保	大		○田口 健二 大出 俊 五島 正規 早川 勝	[国際問題] ○松前 達郎 志苦 裕 清水 澄子 萱野 茂
科技	今村	川橋	○今村 修 沢藤礼次郎 松前 仰	[科学特委] ○川橋 幸子 山本 正和 峰崎 直樹
環境	矢田部(昭)	田中	○竹内 猛 岩垂寿喜男 岡崎トミ子	[環境特委] ○大渕 絹子 ○竹村 泰子 矢田部 理
予算	佐藤(観)	竹村	○上原 康助 ○三野 優美 今村 修 坂上 富男 佐々木秀典 佐藤 観樹 細川 律夫	○山本 正和 竹村 泰子 篠科 満治 大脇 雅子 川橋 幸子 峰崎 直樹 日下部禱代子
決算	今井	赤松	○田中 昭一 赤松 広隆	◇伊藤 基隆 山口 哲夫 今井 澄 栗原 君子 朝日 俊弘

議 運			○石橋 大吉 池田 隆一 今村 修 山崎 泉	◎志苦 裕 ○角田 義一 鈴木 和美 齋藤 劲
懲 罰			○山下八州夫 加藤 万吉	瀬谷 英行

◇特別委員会

災 害	前 島	○左近 正男 ○濱田 健一 今村 修 前島 秀行 三野 優美	○村沢 牧 赤脇 操 渡辺 四郎
公 選		○横光 克彦 左近 正男 松本 龍	〔選挙制度〕 ○朝日 俊弘 鈴木 和美 一井 淳治
石 炭		○細谷 治通 岩田 順介 中西 繁介	
消 費		○伊藤 茂 岡崎トミ子 竹内 猛	〔国民生活〕 ○菅野 寿 日下部喜代子 三重野栄子 栗原 君子
交 通		○遠藤 登 田中 恒利 山下八州夫	
沖 北		○池田 隆一 上原 康助 鉢呂 吉雄	○谷本 巍 菅野 久光 照屋 寛徳
国 会		○関山 信之 田邊 誠 中村 正男	○菅野 久光 ○瀬谷 英行 潟上 貞雄
分 権		○畠山健治郎 五十嵐広三 山口 鶴男	〔分権・緩和〕 ○山口 哲夫 上山 和人 今井 澄
規 制		○輿石 東 秋葉 忠利 永井 哲男	〔中小企業〕 ○三重野栄子 前川 忠夫 齋藤 劲
行 財			〔行財政〕 ○大脇 雅子 角田 義一 千葉 景子 伊藤 基隆

◇政審事務局役割分担 (95.8.11)

- | | | | |
|---------------|----------|-------------|----------|
| ◎ 行政司法 担当次長 | 平塚 | ◎ 國土生活 担当次長 | 西川 |
| ○ 内閣部会(行政) | 岡田(明) | ○ 運輸部会 | 茂木、 |
| ○ 地行部会(行政・警察) | 横田 | ○ 通信部会 | 緒方、茂木、工藤 |
| ○ 法務部会 | 岡田(和) | ○ 建設部会 | 石塚、茂木 |
| ◎ 外交安保 担当次長 | 早川 | ◎ 産業労働 担当次長 | 長谷川 |
| ○ 外務部会 | 池内 | ○ 労働部会 | 鳥居 |
| ○ 安保部会 | 岡田(明) 池内 | ○ 商工部会 | 山代 |
| ○ 内閣部会(PKO) | 岡田(明) | ○ 農林水産部会 | 行川 |
| ◎ 税財政金融 担当次長 | 伊藤 | ◎ 福祉教育 担当次長 | 小川 |
| ○ 大蔵部会 | 前田、塩原 | ○ 厚生部会 | 田鹿、山口 |
| ○ 地行部会(税財政) | 横田 | ○ 環境部会 | 工藤 |
| ○ 決算部会 | 塩原 | ○ 文教部会 | 北村 |
| | | ○ 科学技術部会 | 村田 |

ODA基本法の制定に向けて

早川 幸彦

I ODAの現状

わが国のODA（政府開発援助）が世界一の規模となってから数年経過し、その内容は、94年実績のとおりであるが、その対象は、158国、地域にも及び、そしてわが国が、最大の援助供与国となっているのは34か国、第2位となっているのが29か国という状況にあり世界のほとんどの開発途上国での経済社会開発に重要な役割を果たしている。そしてまた、冷戦構造の崩壊による国際環境の変化に伴い、中、東欧諸国、モンゴル、ベトナム等旧東側に属していた国の市場経済化、民主化の努力に対する支援策等質的変化も進むとともに地球環境、エイズ、子どもの健康、女性、麻薬などの地球的規模で解決を図るべき新しい分野におけるODAの役割もまた増大している。

こうした年々拡大するODAについては、国民の関心も大きく、特に草の根支援策等NGO（非政府組織）が参加する活動も活発であり、今後多くの国際機関との協力体制も進展する中で益々その充実化が期待されるところである。

しかしながら、ODAに関しその実施についての透明性、効果についての疑問がときおりマスコミをにぎわし、そのため、国民の理解と協力が十分得られる状況にあるかという厳しい指摘もされてきておりその

改善策も大きな課題である。行政監察局は、1995年10月より約6か月間の調査を踏まえ、今年4月ODAにが関与している18省庁に対し、特に無償資金協力及び技術協力を中心に、

- 1 無償資金協力の効果的・効率的実施
 - 2 技術協力の効果的・効率的実施
 - 3 援助事業の総合性、計画性及び透明性の確保
 - 4 新たな課題への積極的対応
- というフレームのなかでそれぞれ具体的な指摘とその改善策を勧告をしている（詳細については略）。なお、行政監察局は、有償資金協力について1995年度に行政監察をする予定をしており、その成果にも期待したい。

II ODA基本法をめぐる国会論議

ODAの規模が拡大し、国民の関心が高まるにつれて、行政監察の立場からの上記の調査を行い一定の結論を得、関係省庁に必要な勧告を行った意義は大きいが、当然のことながら国会における論議も活発となった。その主な経過をたどると、

- 1974年5月 国際協力事業団法案に関する付帯決議（衆）
1978年4月 対外経済協力に関する決議（衆）
1981年3月 経済協力に関する決議（衆）

1987年5月	参院外交安保調査会・国際経済社会小委員会でODAをテーマとすることを決定
1989年4月	参院外交安保調査会・国際経済社会小委員会で「合意事項」まとまる
1989年6月	社会党が衆院に「国際開発協力基本法案」を提出（廃案）
1989年6月	参院本会議で国際開発協力に関する決議採択（全会一致）
1989年10月	参院主体に「ODA4党協議会」（社・公・民・連）が発足
1993年5月	ODA4党協議会で「国際開発協力基本法案」について合意
1993年6月	野党4党で参議院に法案提出（廃案）
1995年6月	参議院国際問題に関する調査会が「アジア太平洋地域の平和と繁栄に向けて」で課題と提言をまとめる。

以上であるが、この中で特に、参議院で与野党が逆転したことを契機に4党でまとめた法案の内容と1992年ごろから継続して検討を行ってきた参議院国際問題調査会の提言の中のODAの基本法に関する主な部分について以下取上げてみたい。

1 まず4党共同作業によりまとめた「国際開発協力基本法案」であるがその要旨は次のとおりである。

(1) 国際開発協力の本旨（目的）

国際開発協力は、人類の共生と連帯の精神に基づき開発途上地域に対する必要な支援を行うことにより当該地域の住民の生活の安定と地域の経済の自立を図ることにより国際社会の地域格差の是正を図り、もって世界の平和と人類の福祉に貢献する。

(2) 国民の理解を深める等のための措置

国は、教育、広報活動を通じて国際協力関し国民の理解を深めその実施について協力が得られるよう適切な措置を講じるとともに国際協力に関する情報を積極的に公開する。

(3) 国際開発協力の基本原則

国際開発協力をを行うにあたって、主権の尊重、内政不干渉、相互理解、生活水準の低い地域、女子・子どもの福祉への配慮、軍事化傾向の防止、民主化の促進、基本的人権の保障、環境の保全等の基本原則を定める。

(4) 国際開発協力に関する計画

政府は、援助の総額、条件の度合い、贈与比率、重点を置くべき地域及び事業分野の目標、国際機関に対する指針等の事項を定めた5か年計画を作成し国会の承認を受けるとともにそれにもとづく年度計画を予算とともに国会に提出する。また、政府は毎年、国会に国際協力に関して講じた施策を報告する。

(5) 国際協力に関する組織

国際開発協力に関する行政を総合的に推進するため国際協力庁を置くとともに計画その他重要事項を調査、審議及び効果に関する評価の審査のため国際開発協力審査会を置く。また、国際開発協力の実施に必要な業務を行う国際開発協力事業団を設立する。

(6) その他

人材の養成と確保のための施策、開発途上地域に派遣される者の安全の確保、職業及び生活の安定に必要な施策、開発協力をを行う地方公共団体及び適当と認める民間団体への助成や援助の努力さらに民間の発意に基づく開発協力促進のための必要な税制措置の努力。

2 次に国際問題に関する調査会の提言であるが、この中では国際開発協力基本法の制

定について二つの見解が記されている。

その一つは、委員会では多数意見であったが、国民代表である立法府が、ODA基本法を制定し、基本理念・原則などを国内外に明確に示すべきでありそのことは国民の理解を得る観点からも意義がある、政府開発援助大綱があるから基本法はいらないとの論議は、国会の機能を軽視するものであり、国会と政府がよい意味での緊張関係を援助外交の肯定的な発展に活かすべきである。

基本法が援助の機動性、柔軟性を拘束するとの指摘は、国会の関与の方法によって克服できる問題である、援助行政の総合的推進、透明性向上の観点から効率的な援助体制のあり方を検討すべきである、民間援助団体（N G O）地方自治体等による国際協力への国民参加を支援する方針を基本法で明確にすることは、外交の幅を拡大する上で有意義である、というものである。

もう一方の見解は、次のとおりである。つまり、ODAは、外交政策の実現手段として広い意味での国益に資するべきものであり、この場合、国益とは、日本の安全と繁栄に資するような国際社会環境を作ることにある、ODAは外交政策の一貫であり行政府が第一義的に責任を持ち、その所信に基づいて実施すべきである、ODAの内容をあらかじめ法律で規制することは、外交上得策とは言えないし、ODAの実施を国会が監視するとしても、国会の関与は主として事後のチェック機能に重点を置くべきである、現在、参議院決議を反映した政府開発援助大綱が策定され、ODAの実施状況に関する年次報告書も提出されているので、当面この枠組みの中で国会としての監視を続けていくことが妥当である、というものである。

III 今後の課題

以上がこれまでのODAをめぐる現状と基本法をめぐる論議の概要であるが、国会の論議の経過でも明らかなように、既に20年以上も真剣な検討、協議が続けられている。こうした中で、政府も相当な努力を行い、ODA大綱の策定や白書の作成による情報の提供等にも改善が行われ、国民の理解と協力もかなり進んできていることも事実である。

しかしながら最も強い関心と主張が行われてきたODA基本法の制定の必要性については、積極的、具体的な提案もされているが、行政府と立法府の間にかなり認識の差があると言わなければならない。

しかしながら、政治の基本方向を決めるのは当然国民の代表者である国会である。その意味では、今年7月にまとめられた「提言と課題」では「ODAのあり方及び経済協力に関する基本法の立法化について引き続き検討が深められるべきである」との結論は理解できるものであるが、政治の責任という観点からすれば一定の方向づけをする時期に至っているのではないかと考える。

従って今日の国際情勢下において、非軍事に徹するわが国の国際協力の具体策の推進で最もふさわしい分野でもあるODAの今後のあり方について、国民総参加とも言うべき体制を確立するためにも新たな国民的合意ということで基本法の成立は極めて意義あることである。

よって行政と立法に携わるそれぞれの関係者との意思の一致に向け早急な努力をすべきである。

(はやかわゆきひこ・政審事務局次長)

法務委員会における

社会党の立法活動の成果

岡 田 和 郎

- ・社会党は人権の伸長と民主主義の発展という観点から、法務委員会において数多くの議員立法に取り組んできた。その中には国民世論（時には国際世論）の支持を背景にして、その趣旨が内閣提出の法律として実現したものが少なくない。これらの成果について概略を紹介したい。

1 外国人登録法の改正

(A) 社会党は同法改正案を1984年の国会より提出している。日本にいる外国人登録者数は135万人であるが、その内68万人は韓国・朝鮮人である（数字は94年末）。そしてその内の大多数は敗戦前、日韓併合という日本政府の植民地政策によって、日本に来た人々及びその子孫である。この人々は、徴用または徴兵という形で日本に強制的に連れて来られ、またあるいは生活のためにやむをえず日本に来たのである。

外国人登録法はこのような人たちを主たる対象としており、旧法では、(1)指紋押捺義務を16歳以上の在日外国人に課していた。日本国民に指紋押捺が課せられるのは、受刑者及び犯罪の嫌疑がかけられた者だけだと言ってよい。在日韓国・朝鮮人を犯罪者扱いしていたこの制度は著しい人権侵害であった。また(2)外国人登録証の常時携帯義務は、在日韓国・朝鮮人などを日常生活のすみずみまで取締りの対象とする極めて非人間的な制度であった。日本人は街を歩くときに身分証明書を持つ必要はないが、在日韓国人などは、ちょっとした不注意で外出時に登録証を忘れるとな

行犯逮捕されて、警察で取調べられるというが如き問題の多い制度であった。外登法違反により、毎年にわたって約70万人の韓国・朝鮮人の内約52万人が検挙されたほどであった。

社会党の外登法改正案は、①指紋押捺義務の廃止、及び②登録証常時携帯義務の廃止を中心とした。また法改正の運動も盛り上がり、一時は1万人を超える人々が指紋押捺を拒否し、また在日の欧米人宣教師たちの中にも押捺を拒否する者があてきて、国際的にも反響を呼んだ。

(B) 内閣は数次にわたって外登法を改正し、1992年の改正ではついに、永住者・特別永住者の指紋押捺制度が廃止された。指紋の代替手段は鮮明な写真、署名、家族事項の登録とすることとなった。新たに16歳になる韓国・朝鮮人についても指紋押捺は免除されることになった。但し外国人登録証の常時携帯義務は存続させることになった。しかしこの改正以降、外登法違反による在日韓国・朝鮮人の検挙は著しく少なくなり、同法に係る毎年の人権侵害は一応解消することになった。

ところで在日の人々は帰化申請をする権利が認められているにも拘らず、大多数は韓国籍・朝鮮籍のままで日本に在留することを望んでいる。すでに2世、3世の時代に入って

きている。永住権を認められた外国人がこれほど数多く生活している国は世界的にも稀であると見られる。21世紀に向けて在日の人々との共生は日本国民の大きな課題であろう。

2 政治亡命者保護法案

(A) 社会党が1969年の国会に、政治亡命者保護法案を提出した事情は、日本に庇護を求めて入国した外国人や強制送還を拒否して訴訟を起こした外国人などがあり、その都度政治問題化したことになった。そこで難民条約の批准前ではあるが、必要な規定を設けるものである。（以降数次に亘り提出。）

①同法案の目的は、世界人権宣言第14条の趣旨に鑑み、政治亡命者の保護を図るために、これに対する在留資格の付与その他必要な事項について、出入国管理令（当時）等の特例を定めることであった。②また、政治亡命者の定義は、難民条約にならって同様の定義を設けた。③そして政治亡命者としての在留資格の取得に関して所要の規定を設けた。

(B) 内閣は1981年に難民条約批准承認案件を国会に提出するのと同時に、出入国管理令の改正案等を提出し、法律名を「出入国管理及び難民認定法」と改め、国会で成立した。これにより、法務大臣が難民であると認定したときは、難民認定書を交付すること、また（難民認定されなかったとき）被送還者が人種、宗教、政治的意見等を理由として迫害を受けるおそれのある国へは原則として送還しないこと、等が定められた。これにより社会党案の趣旨は法文上は実現したことになる。しかし、日本に対して難民認定の申請をする者があり多くはなく、また日本の認定の基準は難民条約締約国である諸外国と比較して厳しいとの批判もある。今後検討を要する問題である。

なお新法制定に伴って、社会保障の面で、国民年金法等が改正となり、国籍要件が撤廃

された。しかし82年1月当時35歳以上の者は国民年金受給権を獲得することができず、またそれ以前に障害者となっていた者に対する救済措置も講じられなかった。その後部分的制度改正がなされたが、なお問題が残った。

3 国籍法の改正

(A) 世界人権宣言第15条1項は「すべて人は、国籍をもつ権利を有する。」と規定する。かつて国籍をもつ権利を侵害された例として、沖縄の無国籍児があった。米国兵と日本女性の婚姻により生まれた子が米国法によって米国籍を取得することが出来ない場合があるが、日本の旧国籍法が父系血統主義をとっていたために日本国籍も取得出来なかつたために発生したものであった。

1979年に社会党が提出した国籍法改正案の内容は、①出生による日本国籍取得の要件に関する改正である。旧国籍法第2条によれば、出生のとき父が日本国民であれば、子は日本国籍を取得できるが、母のみが日本国民の場合は、子は日本国籍を取得できない。しかし日本人母・外国人父を持つ子と、日本人父・外国人母を持つ子とは、同等の権利を有するはずである。従って、旧国籍法第2条の父系血統主義は父母両系血統主義に改め、出生のときに父又は母が日本国民であるとき、子は日本国籍を取得することとする。なお社会党案は国籍選択制度を設けていない。つまり出生のときに父母両国の国籍を取得した子は、生涯にわたり二重国籍を有することを認める趣旨である。

②また、日本国民の夫である外国人男性の帰化の要件と、日本国民の妻である外国人女性の帰化の要件の間に存在していた差別を撤廃し、そのような外国人で引き続き1年以上日本に住所又は居所を有する者は、日本への帰化が出来ることとした。

(B) 内閣は1984年に国籍法改正案を国会に

提出し、成立したが、その内容は社会党案の趣旨をかなり採り入れたものである。

①旧法においては、子は原則として父が日本国民であるときに出生により日本国籍を取得するものとされているが、これを改め、父又は母が日本国民であるときは、出生により日本国籍を取得するものとする父母両系血統主義を採用することとしている（第2条関係）。

②日本国民の配偶者である外国人の帰化要件については、その者が夫であるか妻であるかにかかわらず、同一の条件（引き続き3年以上日本に住所又は居所を有すること等）を定めるものとする（第7条関係）。

③父母両系血統主義の採用に伴い増加する重国籍の発生の防止及びその解消を図るため、重国籍者は成年に達した後2年以内にいずれかの国籍を選択しなければならないものとする国籍の選択の制度の新設をする（第14条関係）。

以上が改正法の概略である。なお、現在内閣・連立与党において、「あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）を批准する方向で検討が進んでいるが、同条約1条2項は「この条約は、この条約の締約国が市民権を持つ者と持たない者との間に設ける区別、排除、制限又は特恵については適用しない。」とある。実際には日本人が人種差別撤廃条約の締約国になった場合は、永住を許可されている在日韓国・朝鮮人は日本国民に準ずる待遇を受けるべきであるとして、国連・人種差別撤廃委員会の審査の対象となる可能性がある。しかし、どの者を日本国民であると認め、あるいは認めないかということは非常に重要な問題である。

4 民法の改正（離婚後の復氏は自由）

(A) 本件については社会党は改正案を国会に提出したことはないが、1975年に社会党議員が紹介議員となって、「民法第767条を、『婚姻によって氏を改めた夫又は妻は、協議

上の離婚によって婚姻前の氏に復すことができる』ようにすること。」という趣旨の請願を参議院に提出し、それが法務委員会において採択された。夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する（民法第750条）ことになっているが実際には96%以上の夫婦が、妻が夫の氏を名のっている。もしも離婚という事態になると、旧法では氏を変えた方がまたもとの氏に戻らなければならなかつたため、社会的に非常な不利益を受けた。それを改めるためにこのような請願が出てきたのである。

(B) 翌1976年の国会に民法改正案が内閣によって提出され、成立した。これにより民法第767条を改正し、離婚による復氏の建前はこれを維持しながらも、他方において婚姻によって氏を改めた夫又は妻で離婚後も婚姻継続中の氏を称することを欲する者については、届出によってこれをすることとした。

5 民法の改正（配偶者相続分の引上げ）

(A) 社会党は1976年に民法改正案を提出した。旧法が相続に関して妻の利益擁護が不十分で、かつ実情に合わなくなっていたためにした提案である。内容は①配偶者が被相続人の子と共同相続人になる場合における配偶者の相続分は2分の1、②子がない場合、配偶者が被相続人の尊属と共同相続人になる場合における配偶者の相続分は3分の2、③配偶者の相続順位を被相続人の兄弟姉妹の先順位とする、ということである。

(B) 内閣は1980年に民法改正案を提出し、国会で成立した。内容は上記社会党案の①及び②についてはそのまま実現した。また③について（配偶者と兄弟姉妹が共同相続人になる場合）は、配偶者の相続分は4分の3となった。さらに寄与分の制度を新設した。

(おかげだかずお・政審書記一法務部会担当)

編 集 後 記

9月初め、沖縄で起きた米兵3人の少女暴行事件は、あまりにむごく許しがたい出来事だ。地位協定を楯に、日本が容疑者を起訴するまで、犯人の身柄引渡もままならないとは、何とも情けない。今回の事件はほんの氷山の一角で、沖縄での米兵の犯罪は、年平均百件にものぼっているという。基地があることによる県民の日常生活への支障は計り知れない。この事件を期に、波紋は地元だけではなく日本中に広がってきた。いかなる困難があっても、沖縄県民が納得する形で問題を解決してほしい。◆9月29日より臨時国会が始まった。会期は46日間だ。5兆3千億という注目の大型補正予算は、10月13日に衆議院を通過し参議院へと舞台が移った。順調に行けば18日には可決成立の見通しだ。このあと“宗教法人法”問題が待っている。“破防法”も気掛かりだ。◆景気の低迷で、中小企業の倒産等深刻な状況が続いている。社会党初め与党は、

新三党合意に基づき政府と、景気回復を確実にするための一 経済対策 を発表した。今月はこれを特集とした。従来、政府側の資料は省いてきたのだが、今回は併せてご覧いただければ、より分かりやすいとの判断で全文を掲載した。また9月末には水俣病問題にも動きがあった。公式発見から40年、9月30日環境庁長官は与党がまとめた最終解決案を持って水俣市を訪れた。患者側の5団体のうち3団体はこの日、解決案について「前向きに検討したい」と表明。決着に向けた最終局面に入ってきた。その与党三党がまとめた解決案——水俣病問題の解決について——で具体的な内容がお分かりいただけると思う。◆社会党は参院選を経て10月に部会と委員会の所属が大幅に代わった。部会担当書記・政審役員メンバーと併せて名簿を掲載した。(政策調整各省庁別会議メンバーは現在調整中) ご活用ください。

(A)

政策資料編集委員会

委員長 関山信之

編集委員 田口健二 山元 勉
細谷治通 薬科満治
峰崎直樹 伊藤基隆
温井 寛 川那辺 博
石田好数 早川幸彦
小川正浩 長谷川崇之
伊藤安博 西川 洋
平塚 博
兼事務局長 浜谷 悅
会計監査 山元 勉 三重野栄子

「政策資料」購読料のお知らせ

定価 一部 450円
送料 76円
年間購読料 6000円(前納)
郵便振替 東京00180
4-80821
又は
大和銀行 衆議院支店
普通 203888
日本社会党政策審議会

POLICY AND LEGISLATION

SEISAKU SIRYO

November 1995

No. 350

<FOREWORD>

SEKIYAMA Nobuyuki
Chairman of the Policy-Making Board

<FEATURE> New Pump-Priming Measures

Principles of New Pump-Priming Measures
(3-Party Policy Coordinating Committee)
Economic Policy Measures for Steady Economic Growth
(Ministerial Conference for Economic Policies)

<DOCUMENTS>

Questioning Speech at the 134th Extraordinary Diet Session
(SUGANO Hisamitsu, M.P.)
Statement on Settlement of Minamata Disease
(Ruling Parties)
Statement on Reviewing the Law of Religious Organizations
(SDPJ Committee on Religious Activities)

<Policy Focus>

I. Proposals to Legislate the ODA Basic Law
(HAYAKAWA Yukihiko)
II. What SDPJ Achieved at Judicial Affairs Committee
(OKADA Kazuro)

政策資料 11月号

Published by Policy-Making Board Social Democratic Party of Japan

First Members Office Bldg., the House of Representatives
2-1, Nata-cho, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan
Phone(03)3581-5111 Ext. 3880-4 Fax(03)3502-5857

編集人 政策資料編集委員会
発行人 日本社会党政策審議会
代表 関山信之
〒100 東京都千代田区永田町2-2-1
衆議院第一議員会館
電話 03(3581) 5111 内線3880~4
FAX 03(3502) 5857

定価 450円 (送料76円)